

武雄市 子ども・子育て支援事業計画

～すべての子どもを 地域で見守る あんしんきち たけお～



目 次

第Ⅰ部 序論	1
1. 計画策定の趣旨	2
(1)子育てを取り巻く背景	2
(2)計画策定の趣旨	3
(3)法的根拠	4
2. 計画の概要	4
(1)計画の期間	4
(2)計画の対象	4
(3)策定体制	4
3. 武雄市の子ども・子育てを取り巻く状況	5
(1)人口・世帯数等の動向	5
(2)教育・保育施設の状況	8
(3)地域子ども・子育て支援事業の状況	10
(4)ニーズ調査結果の概要	14
4. 武雄市次世代育成支援行動計画の総括	24
5. 武雄市の子ども・子育て支援の課題	27
第Ⅱ部 武雄市子ども・子育て支援の基本的考え方	31
1. 基本理念	32
2. 基本目標と主要施策の方向	36
3. 家庭・地域・事業者・行政の役割	41

第Ⅲ部 事業計画	43
1. 教育・保育提供区域の設定	44
2. 教育・保育の提供体制の確保	45
(1) 教育・保育施設の充実(需要量及び確保の方策)	45
(2) 教育・保育施設の一体的提供の推進	47
(3) 教育・保育の質の向上	47
(4) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保	47
3. 地域子ども・子育て支援事業の充実	48
(1) 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策	48
4. 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実	58
(1) 児童虐待防止対策の充実	58
(2) ひとり親家庭の自立支援の推進	59
(3) 障がい児施策の充実	60
5. ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進	60
(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し	60
(2) ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発の推進	61
6. 計画の推進体制	61
(1) 関係機関等との連携	61
(2) 計画の達成状況の点検・評価	61
第Ⅳ部 資料編	63
1. 武雄市子ども・子育て会議設置要綱	64
2. 武雄市子ども・子育て会議委員	65
3. 武雄市子ども・子育て会議開催経緯	66

第 I 部

序

論

1. 計画策定の趣旨

(1) 子育てを取り巻く背景

これまで、本市では子ども・子育てに関しては、「エンゼルプラン」や「次世代育成支援行動計画」に基づき施策を推進してきましたが、国においては、人口減少社会の到来とさらなる少子化の進行、依然解消されない待機児童問題、地域の子育て力の低下、幼稚園と保育所の制度再構築の要請などから、抜本的な制度改革が求められていました。具体的には、以下諸点が考えられます。

- 急速な少子化の進行
- 結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状
 - ・独身男女の9割が結婚意思をもっており、希望子ども数も2人以上など。
- 子ども・子育て支援^{※1}が質・量ともに不足
 - ・家庭関係社会支出の対GDPが低い
- 子育ての孤立感と負担感の増加
- 深刻な待機児童問題
- 放課後児童クラブの不足「小1の壁」
- M字カーブ（30歳代で低い女性の労働力率）
- 質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性
- 子育て支援の制度・財源の縦割り
- 地域の実情に応じた提供対策が不十分

これを受けて、国では、子ども・子育て関連3法^{※2}を制定し、平成27年4月から、わが国の子ども・子育て支援の新制度へ移行することになりました。

関連3法と新制度の特徴等は、以下のとおりです。

子ども・子育て関連3法

- 子ども・子育て支援法
- 認定こども園法の一部改正法
- 子ども・子育て支援法等の施行に伴う関係法律整備法

※1 子ども・子育て支援

全ての子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、国若しくは地方公共団体又は地域における子育ての支援を行う者が実施する子ども及び子どもの保護者に対する支援（子ども・子育て支援法第7条（以下、法という。））

※2 子ども・子育て関連3法

- ①「子ども・子育て支援法」
- ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正）
- ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）

子ども・子育て支援制度のポイント

●認定こども園制度の改善

- ・幼保連携型認定こども園^{※1}の認可・指導監督を一本化、学校及び児童福祉施設としての法的位置づけ

●認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付^{※2}」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付^{※3}」）の創設

●地域の子ども・子育て支援の充実（利用者支援、地域子育て支援拠点等）

●基礎自治体（市町村）が実施主体

- ・市町村が地域のニーズに基づき計画を策定、給付・事業を実施

●社会全体による費用負担

- ・消費税の引き上げによる、国及び地方の恒久財源の確保を前提

●子ども・子育て会議の設置

- ・有識者、地方公共団体、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）が、子育て支援の政策プロセス等に参画・関与（市町村等における設置は努力義務）

（２）計画策定の趣旨

以上みてきた関連３法による新制度への移行に伴い、本市が策定すべき「子ども・子育て支援事業計画^{※4}」の策定趣旨は、「子ども・子育て支援の質・量の充実とともに、家庭、学校、地域、職域その他あらゆる分野の構成員が、子ども・子育て支援の重要性に関心・理解を深め、各々が協働し、役割を果たすことが必要であり、そうした取組を通じて、家庭を築き、子どもを生み育てるという希望をかなえ、すべての子どもが健やかに成長できる社会を実現する。」と位置づけます。

※1 幼保連携型認定こども園

学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する施設とし、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設であり、内閣府が所管する。設置主体は、国、自治体、学校法人、社会福祉法人に限られる（株式会社等の参入は不可）。（認定こども園法第２条）※ここで言う「学校教育」とは、現行の学校教育法に基づく小学校就学前の満３歳以上の子どもを対象とする幼児期の学校教育を言い、「保育」とは児童福祉法に基づく乳幼児を対象とした保育を言う。

※2 施設型給付

認定こども園・幼稚園・保育所（教育・保育施設）を通じた共通の給付。（法第１１条）

※3 地域型保育給付

小規模保育や家庭的保育等（地域型保育事業）への給付。（法第１１条）

※4 子ども・子育て支援事業計画

５年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画をいい、新制度の実施主体として、特別区を含めた全市町村が作成することになる。（法第６１条）

（３）法的根拠

本事業計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定するものであり、市で策定した総合計画等と連携・整合を図りつつ策定するとともに、今後策定される予定の計画について可能な限り整合を図ります。

また、本事業計画は改正次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」と一体的に策定するものです。

計画の推進にあたっては、各計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に計画を進めます。

２ 計画の概要

（１）計画の期間

平成 27 年度から 31 年度までの 5 か年とします。

（２）計画の対象

生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、子ども・青少年とその家庭とします。

ただし、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせるなど、柔軟な対応を行います。

（３）策定体制

「武雄市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたっては、「武雄市子ども・子育て会議」を設置し、調査審議しました。

3. 武雄市の子ども・子育てを取り巻く状況

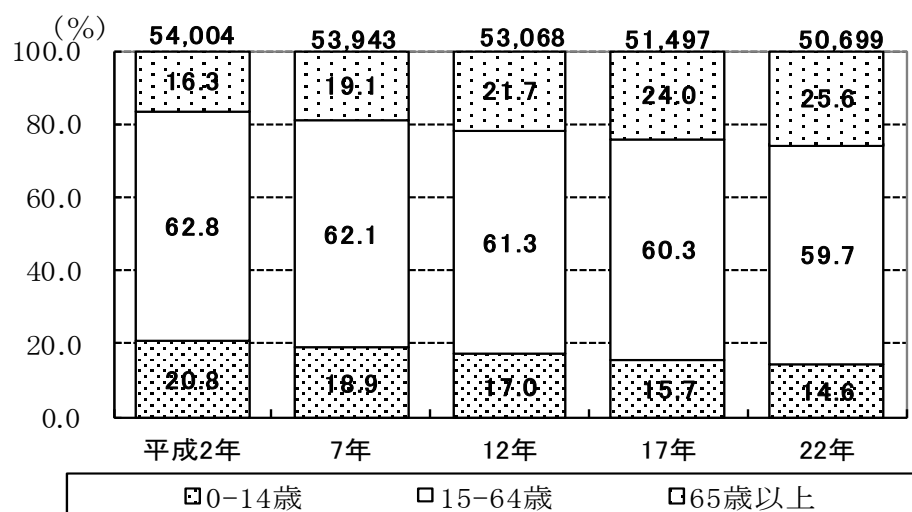
(1) 人口・世帯数等の動向

①総人口・世帯数の推移

●全国的に人口減少社会にある中で、本市の人口にも少子高齢化の影響がみられます。年少人口比率は平成2年の20.8%から平成22年の14.6%まで減少しているのに対し、高齢者人口比率は平成2年の16.3%から平成22年の25.6%まで増加しています。

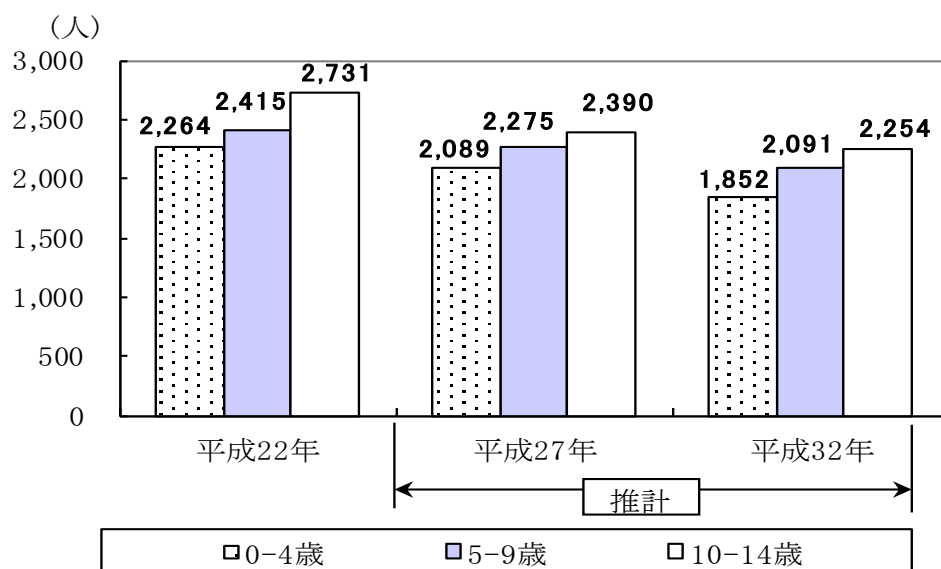
●国立社会保障・人口問題研究所による5歳階級ごとの年少人口の平成32年までの推計人口をみると、いずれの階級も減少しており、今後も少子化は続くものと予想されます。このような中、待機児童はいないものの、時間外保育や休日保育など保護者の就業形態の多様化など保育ニーズの質の向上に対応したきめ細かなサービスへの取組が求められています。

■総人口・年齢区分別人口の推移■



資料: 国勢調査

■年少人口の推移■

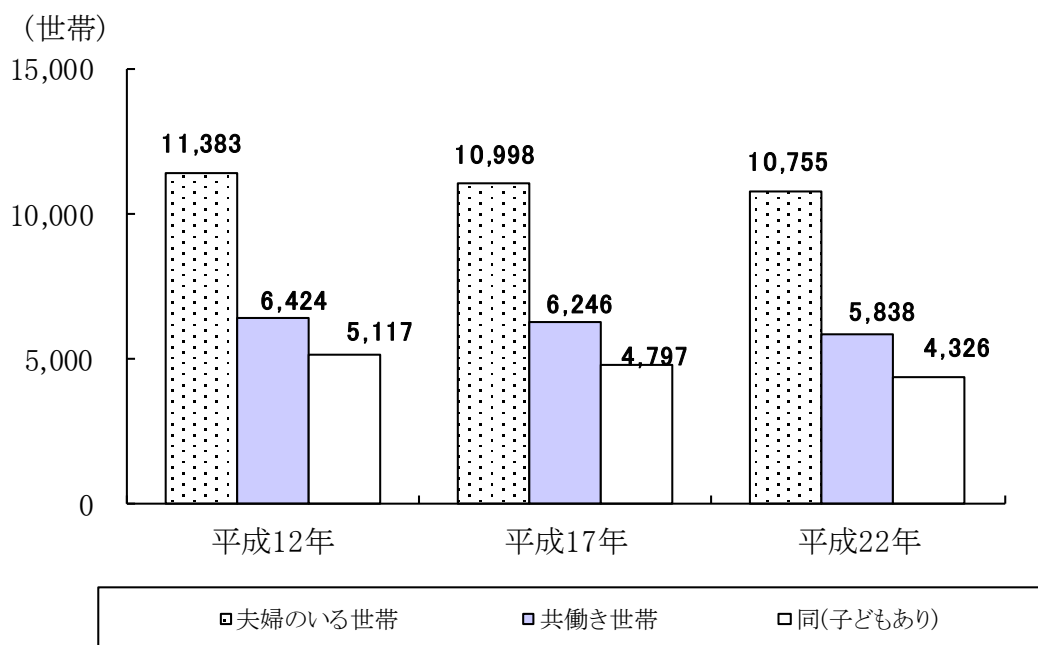


資料: 国勢調査

②子育て世帯の推移

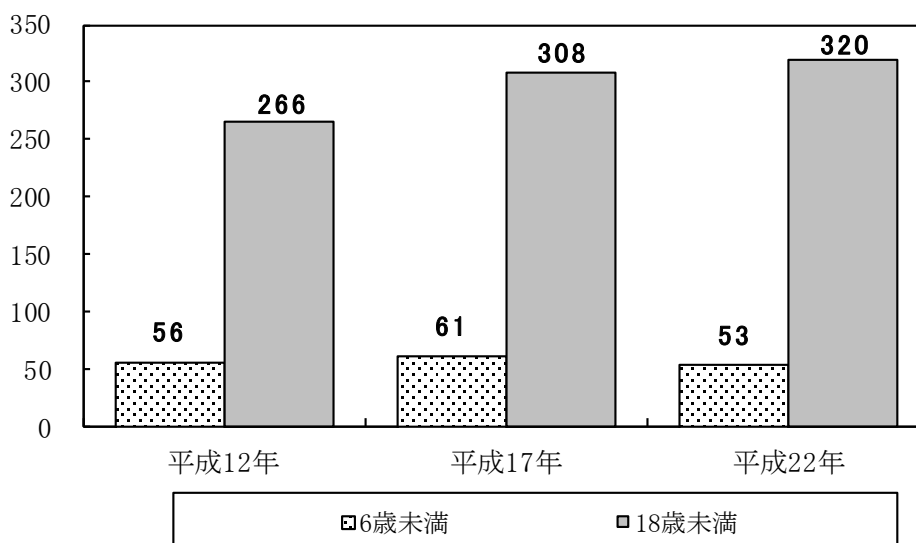
- 18歳未満・6歳未満の子どもがいるひとり親世帯の増加がみられ、保育サービスの提供とともに、就労をはじめ多様な生活支援の充実が必要です。

■子育て世帯の動向（全体）■



資料：国勢調査

■18歳未満・6歳未満の子どもがいるひとり親世帯の推移■

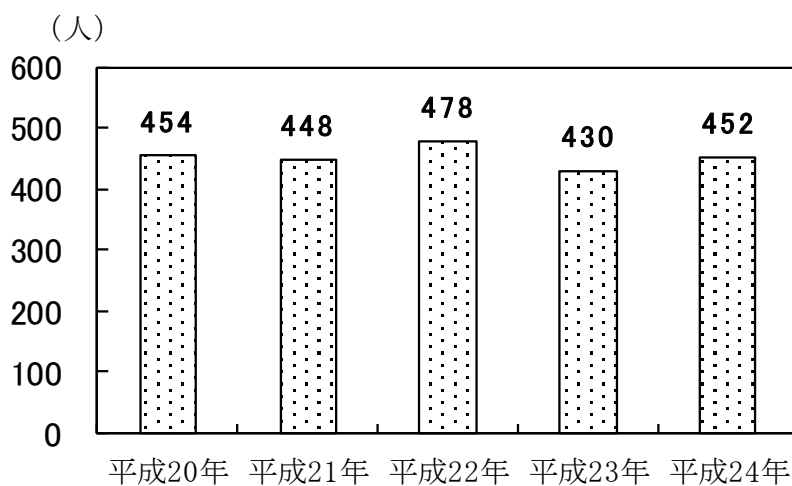


資料：国勢調査

③出生の動向

- 本市は、おおむね 450 人前後で推移しています。

■出生数の推移■

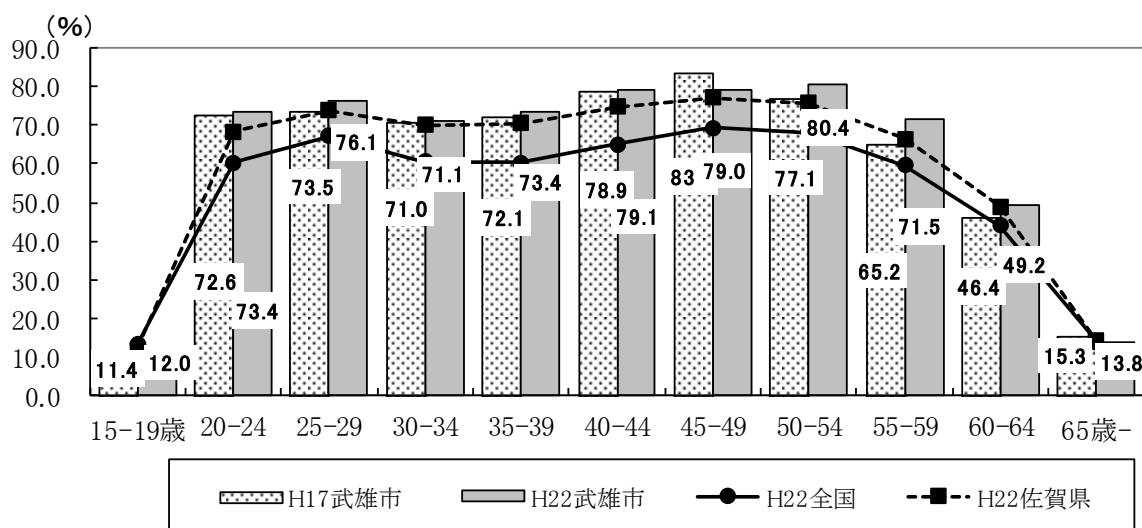


資料: 県人口動態総覧

④女性の就労の状況

- 女性の年齢別就業率は、子育て世代の中心となる 30 代後半からの就業率が増加しており、今後も女性の就労を支援するため、家庭と職場のより一層の円滑な調整ができるように、就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実が必要です。

■女性の就業率の推移■



資料: 国勢調査

(2) 教育・保育施設の状況

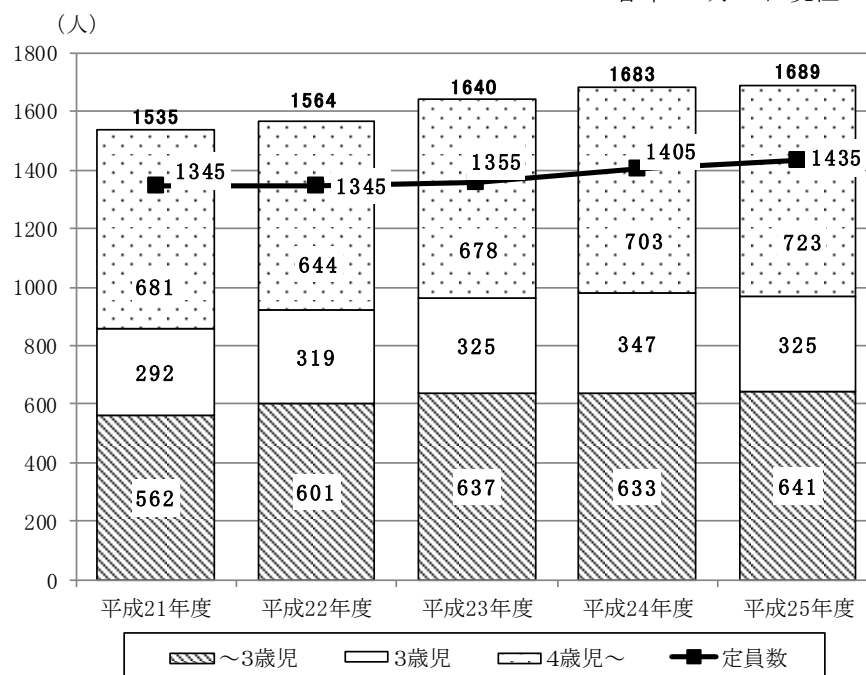
①保育所・幼稚園の状況

●認定こども園、幼稚園、保育所等の設置状況、定員・利用者数の推移を示します。

■保育所の状況■

◆保育所数：14 か所

各年 10 月 1 日現在



(注) 児童数は区域外保育所への入所者を含む

私立保育所 14 か所	たけお保育園・あさひ保育園・わかき保育園・光の園保育園・小鳩の家保育園・花島保育園・ひまわり保育園・かわのぼり保育園・武内保育園・芳華保育園・立野川内保育園・大崎保育園・志久慈音保育園 山内保育園（認定こども園）
----------------	---

■認可外保育所の状況■

各年 9 月 1 日
(人)

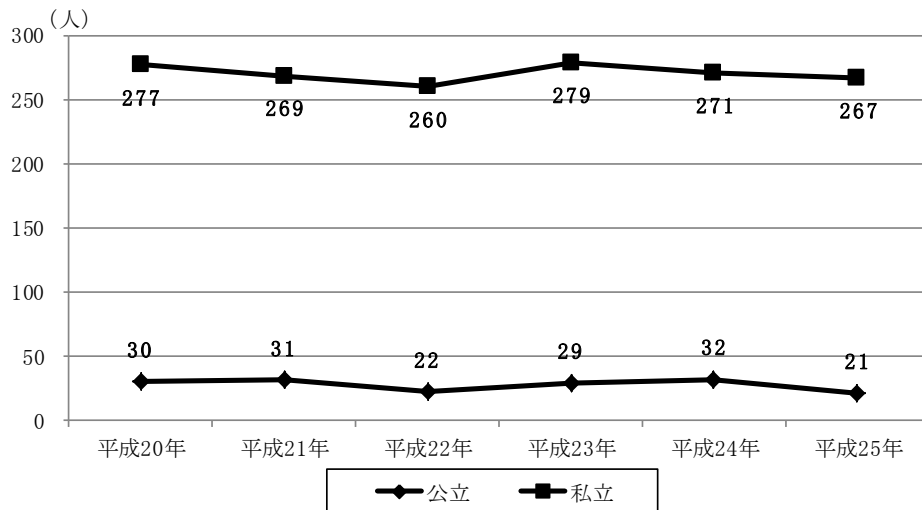
施設名	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	備考
かみにしやま保育園	35	36	28	
キッズハウス	11	9	12	
託児所 明信園	3	6	6	平成 25 年 3 月廃園
三間坂保育園	－	13	9	平成 24 年 4 月から新設
託児所 つくしんぼ	－	－	28	事業所内保育施設
竜門堂託児所	－	－	12	事業所内保育施設
ヤクルト武雄センター内託児所	－	2	－	事業所内保育施設
計	49	66	95	

(注) 事業所内保育施設については、2 年に 1 度の調査年のみ記載

■幼稚園の状況■

- ◆公立：1 か所
- ◆私立：5 か所

各年 5 月 1 日現在



(資料：学校教育課資料)

公立幼稚園 1 か所	北方幼稚園
私立幼稚園 5 か所	武雄カトリック幼稚園・のぞみ幼稚園・たちばな幼稚園・明信幼稚園 三間坂幼稚園（認定こども園）

(3) 地域子ども・子育て支援事業の状況

子ども・子育て支援新制度では、子ども・子育て家庭等を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて、以下の13事業を実施することになっています。

1. 利用者支援事業【平成26年度～】
2. 地域子育て支援拠点事業
3. 妊婦健康診査
4. 乳児家庭全戸訪問事業
5. 養育支援訪問事業
6. 子育て短期支援事業
7. 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）
8. 一時預かり事業
9. 延長保育事業
10. 病児・病後児保育事業
11. 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）
12. 実費徴収に係る補足給付を行う事業【新規】
13. 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業【新規】

このうち、1～11の事業は、現在も既に実施中であり、それぞれの事業の取組状況は以下の通りです。

①利用者支援事業

事業内容

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。

武雄市の取組状況

【平成26年度より実施】

- 施設数： 1か所 武雄市子育て総合支援センター

②地域子育て支援拠点事業

事業内容

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等を行います。

武雄市の取組状況

【実績（平成25年度）】

- 施設数： 1か所（平成25年4月1日現在） 武雄市子育て総合支援センター
- 延べ利用人数：14,101人（センター来館者数 大人6,244人 子ども7,857人）

③妊婦健康診査

事業内容

妊婦の健康の保持、増進を図るとともに、安全な出産を迎えるため、妊婦健診を行います。

【国が示している妊婦健康診査の実施基準】

- ◆妊娠初期より妊娠23週(第6月末)まで : 4週間に1回
- ◆妊娠24週(第7月)より妊娠35週(第9月末)まで : 2週間に1回
- ◆妊娠36週(第10月)以降分娩まで : 1週間に1回

上記の基準に沿って受診した場合の受診回数は、14回程度

武雄市の取組状況

【実績(平成25年度)】

- 妊娠届出数: 419人
- 延べ受診者数: 4,840人

※武雄市では、母子健康手帳交付時に14回分の受診票を発行し、医療機関で健診を行う。

④乳児家庭全戸訪問事業

事業内容

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

武雄市の取組状況

【実績(平成25年度)】

- 延べ訪問件数: 383件

⑤養育支援訪問事業

事業内容

【養育支援訪問事業】

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援(相談支援、育児・家事援助など)を行います。

武雄市の取組状況

【実績(平成25年度)】

- 派遣家庭数: 88件 延べ訪問件数: 409件
- ケース検討会議: 25回

⑥子育て短期支援事業

事業内容

【短期入所生活援助(ショートステイ)事業】

保護者の疾病や仕事等の事由により児童の養育が一時的に困難となった場合、又は育児不安や育児疲れ等の身体的・精神的負担の軽減が必要となった場合に、児童を児童養

護施設等で一時的に預かります。

武雄市の取組状況

【実績（平成 25 年度）】

- 【ショートステイ】延べ利用児童数： 0 人

【利用料】

- 【ショートステイ】2 歳以上児 5,500 円、2 歳未満児・慢性疾患児 10,700 円 等

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

事業内容

児童の預かり等の援助を受けることを希望する者（利用会員）と援助を行うことを希望する者（協力会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行います。

武雄市の取組状況

【実績（平成 25 年度）】

- 会員数：256 人（利用会員 204 人、協力会員 52 人）
- 活動件数：513 件

【利用料】

- 最初の 1 時間 700 円 （最初の 1 時間は市が 200 円補助）
- 以降、30 分ごと 350 円

※兄弟姉妹など、同時に 2 人以上に対する援助活動の場合は、2 人目から半額。

⑧一時預かり事業

事業内容

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主に昼間において、保育所やその他の場所で一時的に預かります。

武雄市の取組状況

【実績（平成 25 年度）】

- 実施施設数：5 か所（公立保育所 1 か所、私立保育所 4 か所）
- 延べ利用児童数： 1,308 人

【利用料】

◎公立保育所

- 4 時間以内 3 歳未満児 1,300 円、3 歳以上児 1,200 円
- 4 時間を超え 8 時間以内 3 歳未満児 2,300 円、3 歳以上児 2,200 円

※8 時間を超えて利用する場合は、当該超過した時間 1 時間につき 300 円を加算

◎私立保育所・各施設において設定

【利用対象者】

- 育児疲れの解消や緊急時の保育など、一時的に家庭での育児が困難となった児童（保護者の利用理由は問わない。）

⑨延長保育事業

事業内容

保育時間の延長に対する需要に対応するために、11時間の保育所開所時間を越えて保育を行います。

武雄市の取組状況

【実績（平成 25 年度）】

- 実施施設数：14 か所（公立 1 か所、私立 13 か所）
- 0.5 時間延長 2 か所 1 時間延長 12 か所

【利用料】

- 各保育所において設定

⑩病児・病後児保育事業

事業内容

発熱等の急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難な子どもを、就労などにより家庭で保育できない保護者に代わって、一時的に保育を行います。

武雄市の取組状況

【実績（平成 25 年度）】

- 実施施設数：2 か所（嬉野市・江北町へ委託）
- 延べ利用児童数：26 件

【利用料】

- 各施設において設定

【利用対象者】

- 0 歳から小学 3 年生まで

⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

事業内容

保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に保護を受けることができないおおむね10歳未満の児童に対して、学校などで、放課後に生活の場、適切な遊びの場を提供します。

※平成 24 年の法改正により、平成 27 年度から対象範囲がおおむね 10 歳未満から小学校就学児童までへ拡大

武雄市の取組状況

【実績（平成 25 年度）】

- 実施施設数：13 か所
- 利用児童数：490 人

【利用料】

- 1 人目 2,000 円/月、2 人目 1,000 円/月、3 人目以降は無料

【利用対象者】

- 市内に居住する小学校 1 年生～3 年生

（４）ニーズ調査結果の概要

①調査の概要

■調査の目的

国において平成 24 年 8 月に「子ども・子育て関連 3 法」が制定され、基礎自治体である市町村に「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務づけられました。

これを受けて、平成 27 年度を初年度とする『武雄市子ども・子育て支援事業計画』の策定に向けて、市民の子育て支援に関する生活実態やご要望・ご意見などを把握するために、「武雄市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

■調査実施方法

調査は、以下の方法により実施しました。

区 分	就学前児童調査	小学生調査
1. 調査対象者と抽出方法	武雄市に居住する 0 歳から 5 歳までの小学校入学前児童のいる世帯	武雄市に居住する放課後児童クラブ利用者全数
2. 調査方法	郵送による配布・回収	郵送による配布・回収
3. 調査期間	平成 25 年 11 月～12 月	平成 25 年 11 月～12 月
4. 回収状況	配布数 2,096 人 回収数 944 人 回収率 45.0%	配布数 457 人 回収数 376 人 回収率 82.3%

■集計にあたっての注意点

グラフは、パーセントで示しています。

グラフ中に表示している「n=」は、パーセントを計算するときの母数となるサンプル数（回答者数）を示しています。

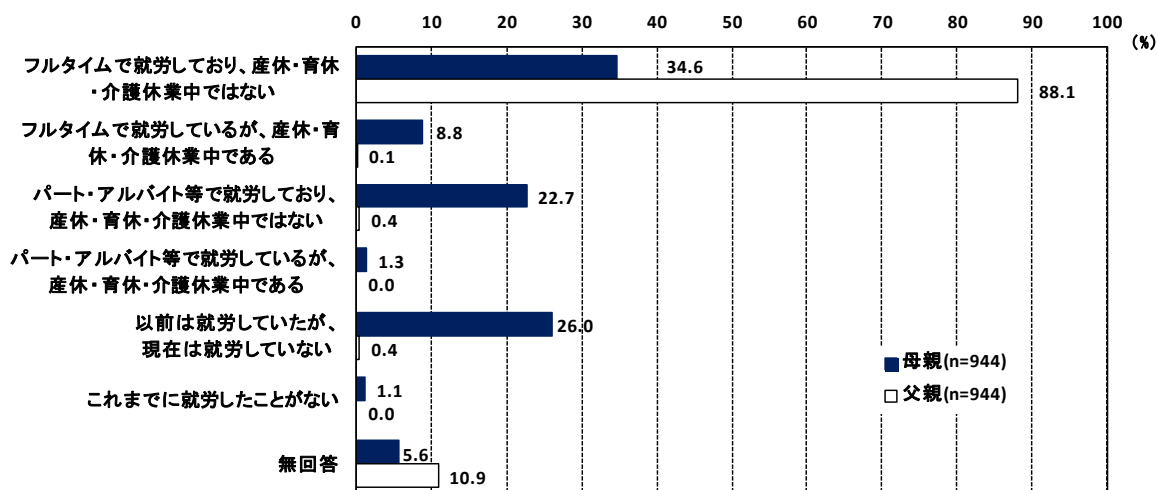
算出されたパーセントは、小数第 2 位を四捨五入して、小数第 1 位までの表示としているため、その合計が必ずしも 100.0%にならない場合もあります。

また、複数回答で質問している調査項目においては、その合計は 100.0%を超えます。

②就学前児童

■母親・父親の就労状況

母親の就労状況をみると、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 34.6%で最も多く、次いで「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 26.0%、「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 22.7%となっています。父親の就労状況をみてみると、「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」が 88.1%で大半を占めています。



■母親のフルタイムへの転換希望

母親のフルタイムへの転換希望についてみると、「パート・アルバイト等の就労を続けることを希望」が 51.8%で最も多く半数を占めています。次いで「フルタイムへの転換希望はあるが、実現できる見込みはない」が 28.3%、「フルタイムへの転換希望があり、実現できる見込みがある」が 8.4%となっています。

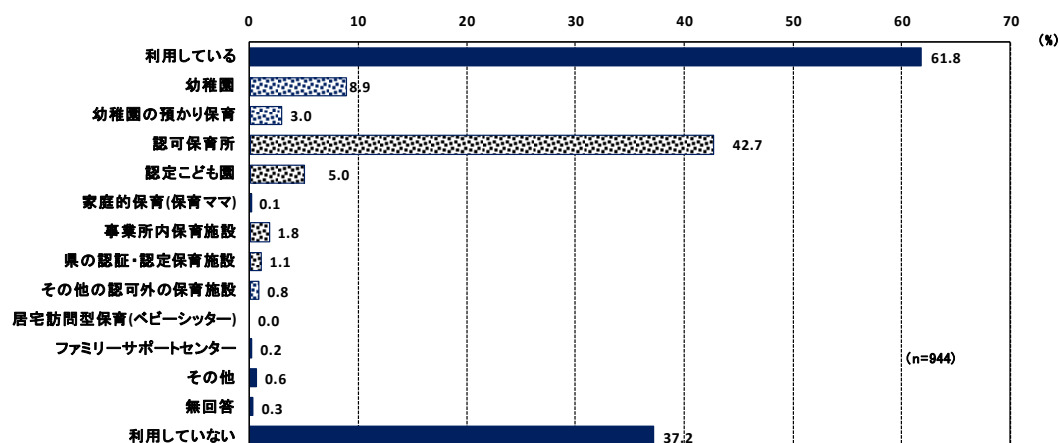
全体でみるとフルタイムへの転換希望は 36.7%ですが、その中で実現できる見込みがあるのは 8.4%で、フルタイムへの転換は厳しい状況がうかがえます。

■現在就労していない母親の就労意向

現在就労していない母親の就労意向をみると、「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が 31.4%、「1年より先で、子どもがある程度大きくなったら就労したい」が 49.0%と、全体の就労意向は8割を超えており、就労意欲は非常に高くなっています。

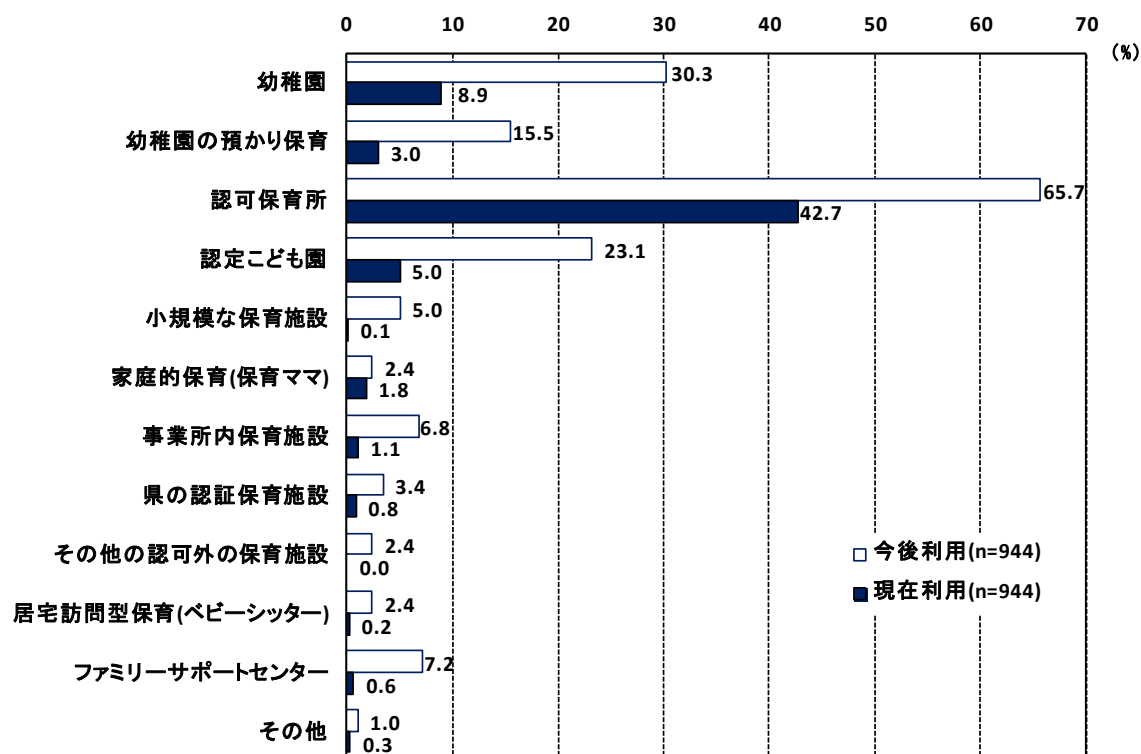
■平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

何らかの教育・保育事業を受けている子どもは61.8%で、そのうち、「認可保育所」が42.7%と圧倒的に多く、次いで「幼稚園」の8.9%で、両方で過半数を占めています。それ以外はいずれも数%の利用率となっています。



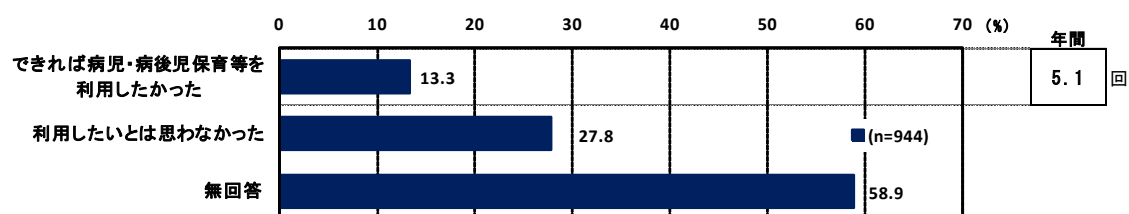
■今後の平日の定期的な教育・保育事業の利用希望

今後利用したい保育サービスをみると、「認可保育所」が65.7%で6割以上占め、次いで「幼稚園」が30.3%、「認定こども園」23.1%、「幼稚園の預かり保育」15.5%が続いています。利用したい場所は、いずれも「武雄市内」が大半を占めています。



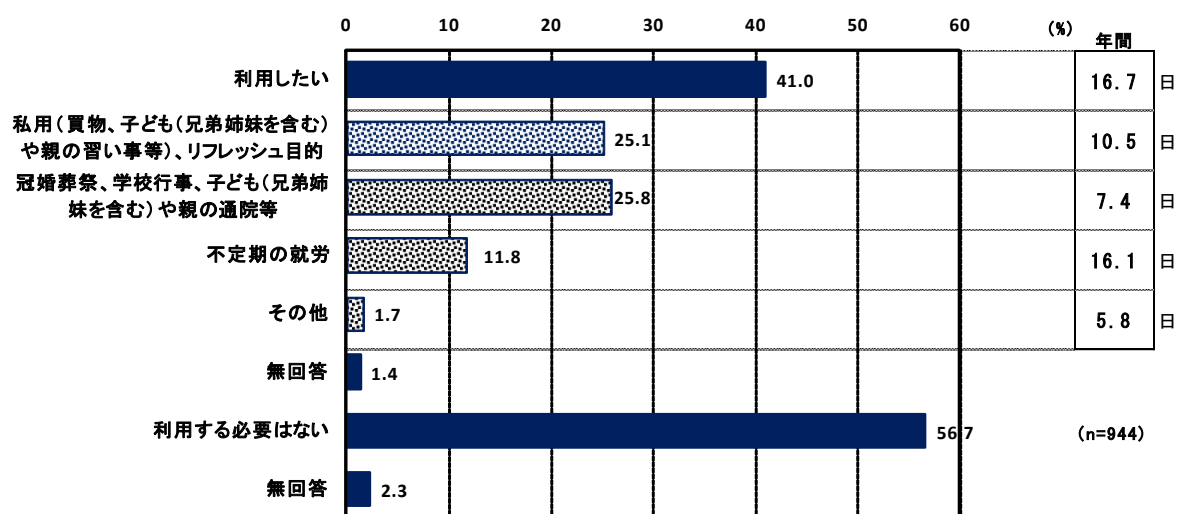
■病児・病後保育の利用希望

病児・病後児保育の利用希望について、「できれば病児・病後児保育等を利用したかった」は13.3%で、平均日数は5.1日となりました。「利用したいと思わなかった」が27.8%で、利用希望より多くなっています。



■一時預かりの利用希望

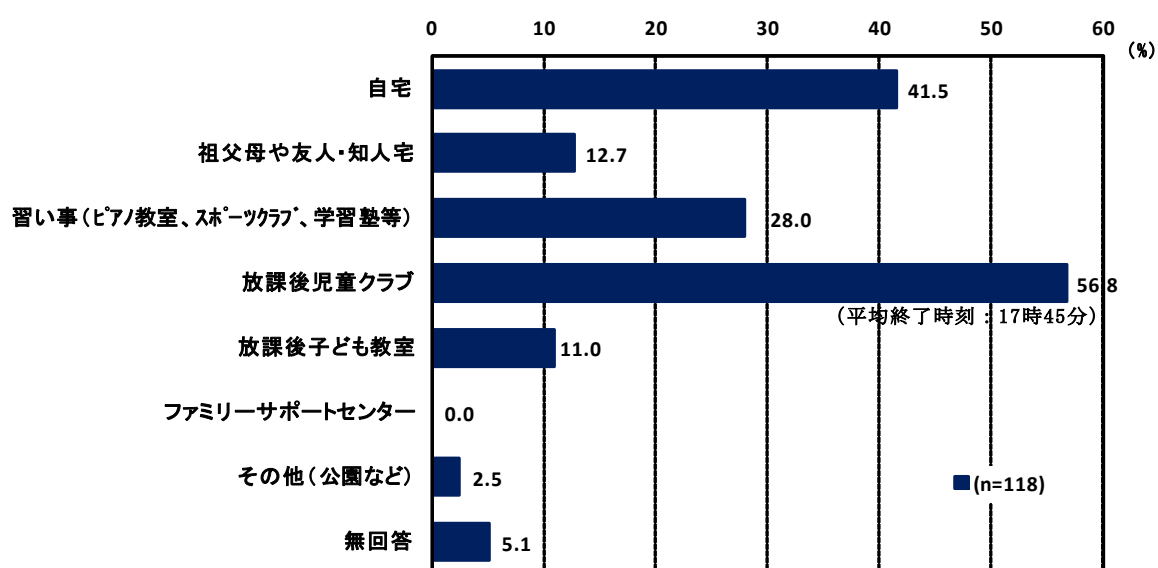
今後「利用したい」人は、41.0%となり、理由としては、「冠婚葬祭、学校行事、子ども（兄弟姉妹を含む）や親の通院等」25.8%で年間平均日数7.4日、「私用（買い物・子ども（兄弟姉妹を含む）や親の習い事等リフレッシュ目的）」25.1%で年間平均日数10.5日となっています。一方、「利用する必要はない」も56.7%となっています。



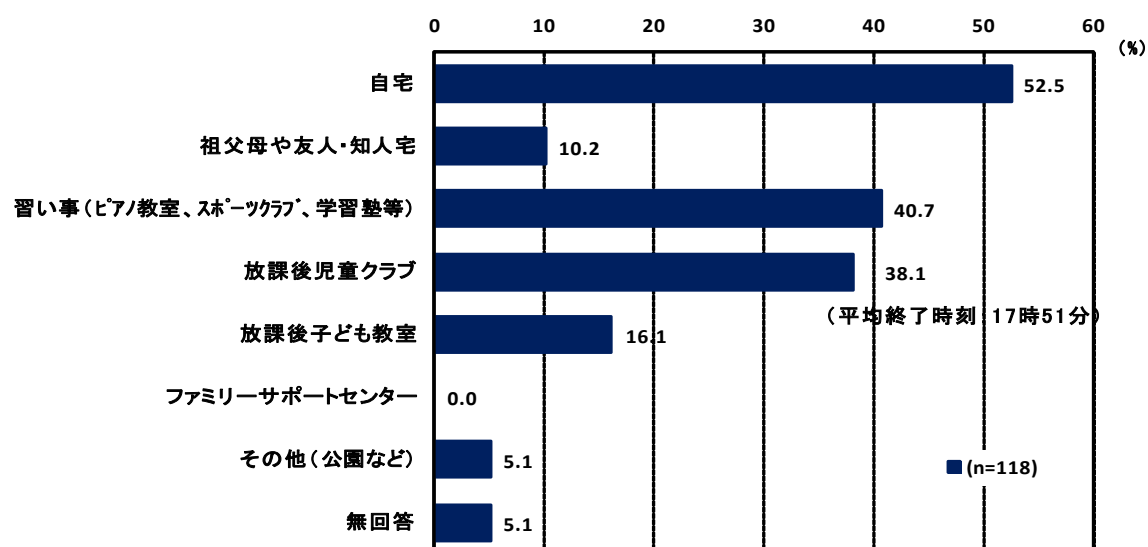
■放課後児童クラブの利用意向

「低学年」の時は、「放課後児童クラブ」56.8%で最も多く過半数が希望しています。利用意向をみると、1週当たりの日数は、「5日」が67.2%で最も多く、利用の希望終了時刻の平均は、17時45分となっています。次いで「自宅」が41.5%、「習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾等）」が28.0%となっています。「高学年」の時は、「自宅」が52.5%と多く半数以上を占めています。次いで「習い事（ピアノ教室、スポーツクラブ、学習塾等）」が40.7%、「放課後児童クラブ」が38.1%となっています。「放課後児童クラブ」の利用意向をみると、1週当たりの日数は「5日」が60.0%で最も多く、利用の希望終了時刻の平均は17時51分となっています。

【低学年】

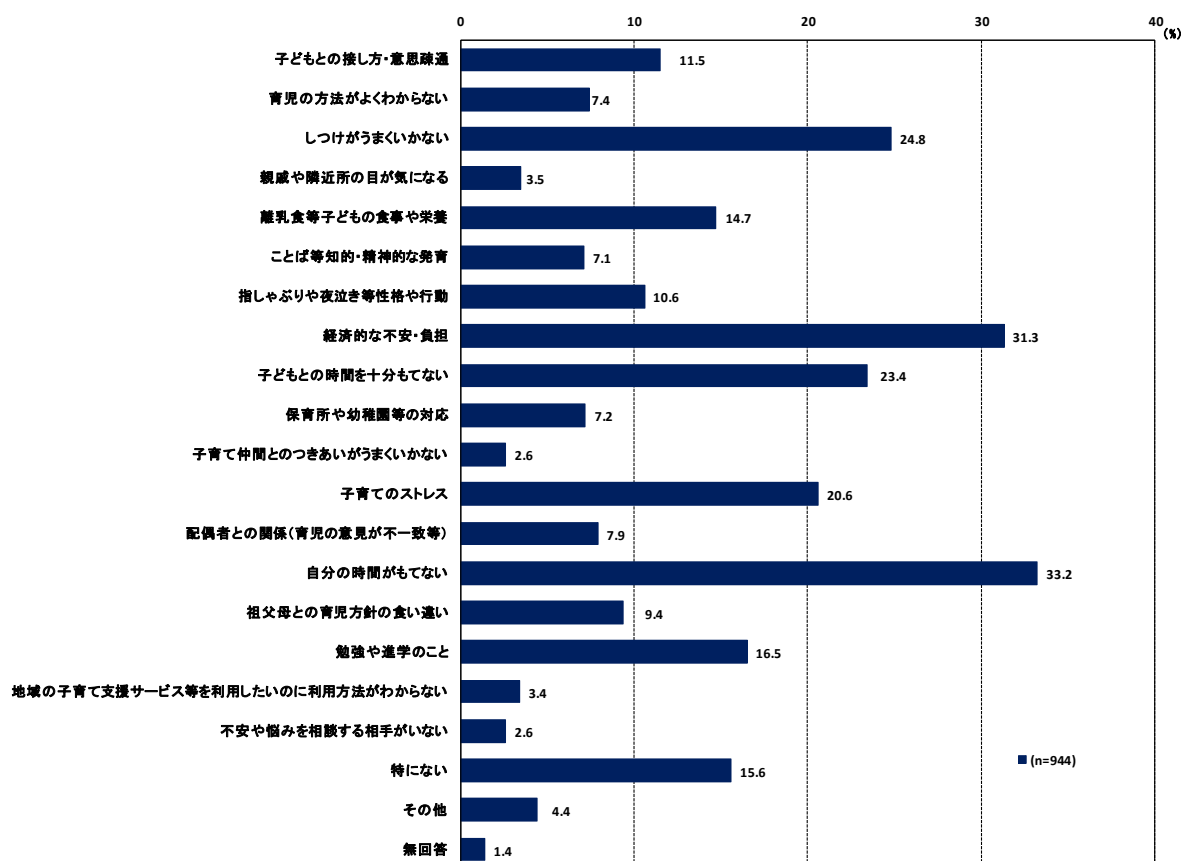


【高学年】



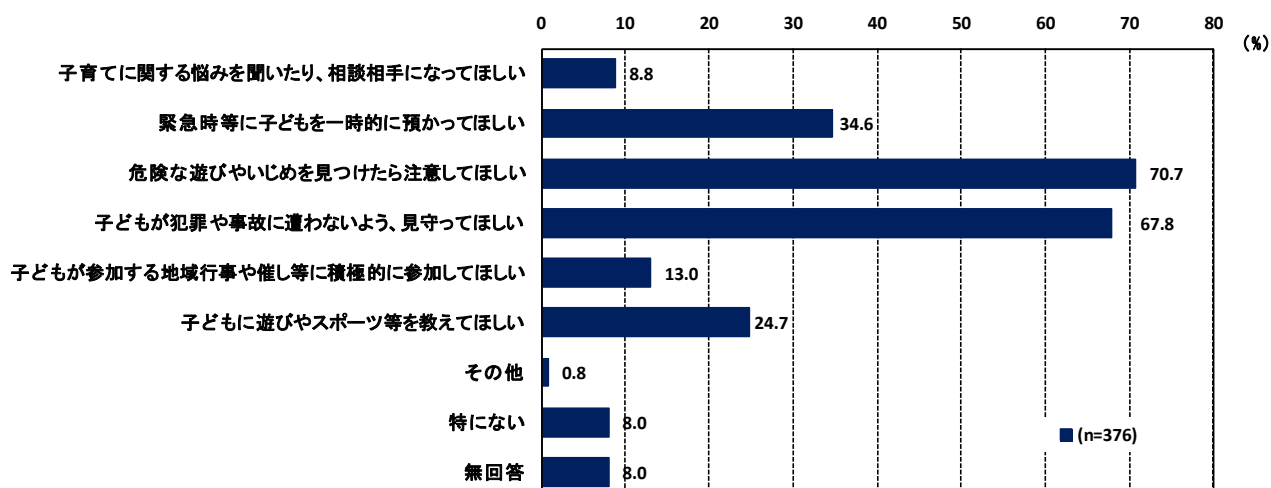
■子育てについての悩み

育児の悩みについてみると、「自分の時間がもてない」が33.2%で最も多く、次いで「経済的な不安・負担」が31.3%となっており、この2項目が多くなっています。以下、「しつけがうまくいかない」24.8%、「子どもとの時間を十分もてない」23.4%と続いています。



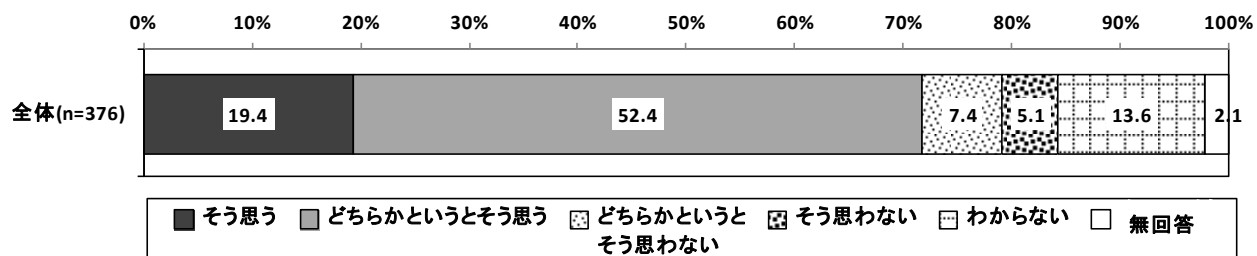
■地域に望む子育て支援について

地域に望む子育て支援については、「危険な遊びやいじめを見つけたら注意してほしい」が70.7%、「子どもが犯罪・事故に遭わないよう、見守ってほしい」67.8%となり、安全に関するこの2項目が目立って多くなっています。



■地域の子育てのしやすさ

地域の子育てのしやすさについて「子育てしやすいですか」の質問には、「そう思う」「どちらかというと思う」を含めると 71.8%で高い割合を占め、「どちらかというと思うわない」「そう思わない」は 12.5%となりました。

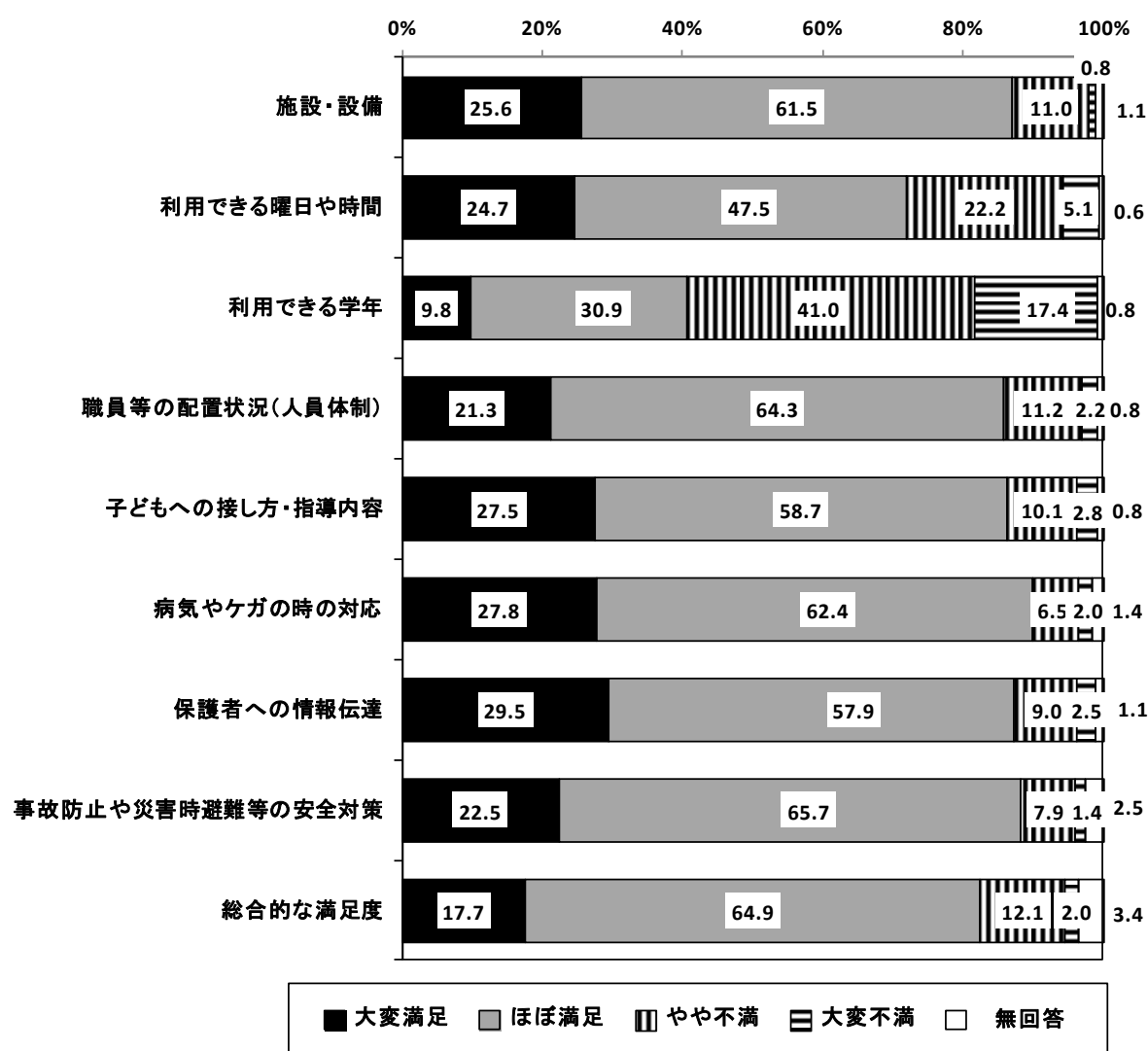


③小学生

■放課後児童クラブの評価

放課後児童クラブに対する評価については、「大変満足」「ほぼ満足」を合わせてみると、「病気やケガの時の対応」が 90.2%で最も高く、次いで「事故防止や災害時避難等の安全対策」88.2%、「保護者への情報伝達」87.4%、「施設・設備」87.1%、「子供への接し方・指導内容」86.2%、「職員等の配置状況（人員体制）」85.6%、「利用できる曜日や時間」72.2%と続き 7 割以上となっています。ただし、「利用できる学年」だけは 40.7%で低く、「やや不満」「大変不満」が 58.4%と圧倒的に多く約 6 割が不満足となっています。

「総合的な満足度」についてにおいては、「大変満足」「ほぼ満足」82.6%で圧倒的に満足度が高く、「やや不満」「大変不満」14.1%となっています。

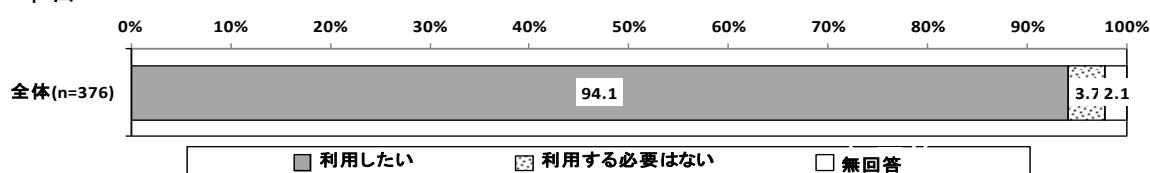


■放課後児童クラブの利用意向

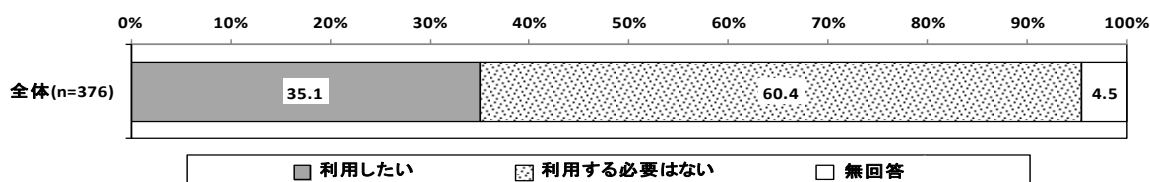
「低学年」の時は、平日については「利用したい」が 94.1%で、1 週当たりの利用日数は「5 日」が 63.0%となっています。土曜日については、「利用したい」が 35.1%で平日の約 3 分の 1 で、1 か月当たりの利用日数は「4 日」が 35.6%でほぼ毎週になっています。日曜日・祝日の「利用したい」も 15.2%と低く、1 ヶ月当たりの利用日数は「2 日」が 31.6%となっています。夏休み・冬休み等の長期休暇期間については、「利用したい」は 86.4%と圧倒的に多く、利用日数は「5 日」が 56.3%で多く、平日と近い結果となっています。「高学年」の時は、平日については「利用したい」が 76.5%で圧倒的に多く、1 ヶ月当たりの日数は「5 日」が 61.4%となりました。土曜日については、「利用したい」は 30.6%と低く、利用日数は「4 日」が 39.3%となり、日曜日・祝日についても「利用したい」は 14.2%と低く、利用日数は「2 日」が 30.8%となりました。夏休み・冬休み等の長期休暇期間中は、「利用したい」が 79.5%と多く、利用日数も同じように「5 日」が 57.7%と多くなっています。

【低学年】

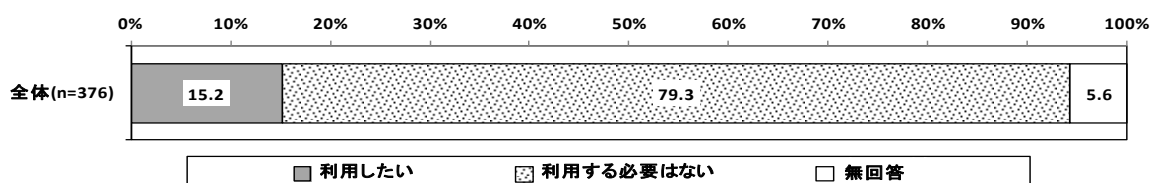
(1) 平日



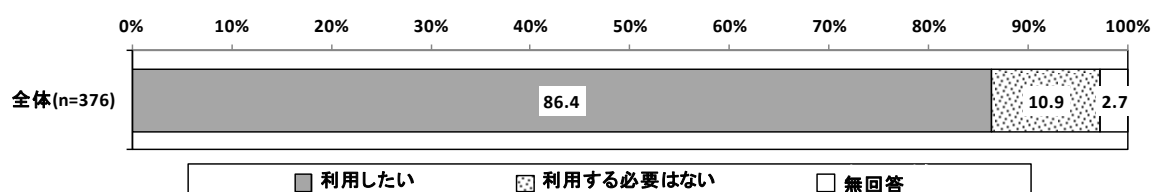
(2) 土曜日



(3) 日曜日・祝日

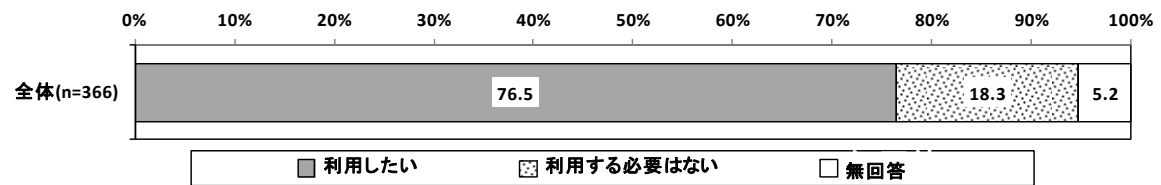


(4) 夏休み・冬休み等長期休暇期間

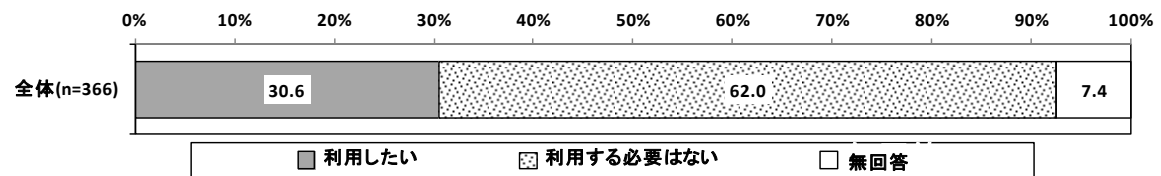


【高学年】

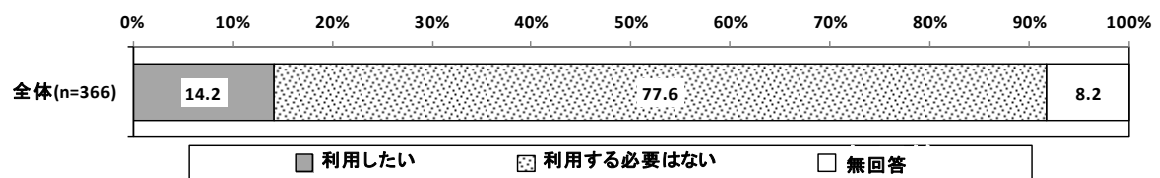
(1) 平日



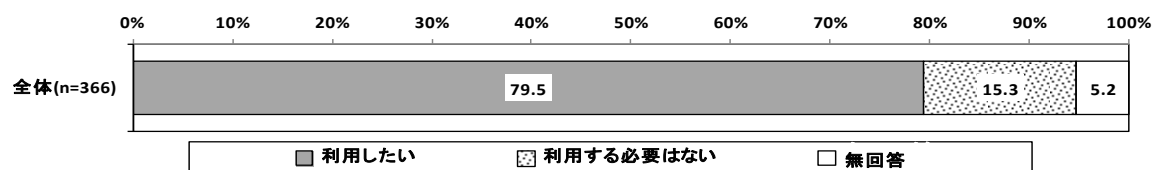
(2) 土曜日



(3) 日曜日・祝日



(4) 夏休み・冬休み等長期休暇期間



4. 武雄市次世代育成支援行動計画の総括

急速な少子化に対応するため、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地方公共団体及び事業者は行動計画を策定し、次世代育成支援対策の推進を図ってきました。

武雄市においても、平成 17 年度から平成 21 年度までは「武雄市次世代育成行動計画（前期）」により、平成 22 年度から平成 26 年度までは「武雄市次世代育成支援行動計画（後期）」により子どもと子育て家庭への支援に関する施策を行ってきました。これまでの評価と課題について取りまとめます。

1. こころが通い合う地域における子育て支援の充実

■情報提供・相談体制の充実

平成 19 年 5 月に武雄市子育て総合支援センターを開設し、本市の子育て支援の拠点として中心的な役割を担っています。子育て情報の提供や親子同士の交流の場として、多くの親子連れの方が利用しています。また、子育てに関する様々な相談に関係機関と連携して対応しています。

今後も子育て支援事業の周知をはかるため、ホームページなどでわかりやすい情報発信に努めるとともに、個々のケースに応じた情報提供や相談対応が必要となっています。

■子育て支援のネットワークづくり

平成 18 年度より婦人会、母子保健推進員、保育所・幼稚園など子育て支援関係者が集まり、子育て支援について情報共有及び意見交換を行う「子育て支援者交流会」を開催しています。町単位で子育て支援のネットワークができたところもあり、より身近な地域で子育て支援の取組が広がっています。

■交流事業・交流施設の充実

武雄市子育て総合支援センターでは、各町の公民館等を利用して、親子同士や地域の人との交流を目的とした「ひろば」の開催や三世代の交流など異年齢との交流を行いました。また、「きっず・ステーション」を市庁舎内に開設し、親子連れの休憩や交流の場としました。

2. 子どもたちの心身の健やかな成長へのきめ細やかな取組

■児童虐待防止対策の充実

児童虐待をはじめとした子どもの福祉に関する相談件数は年々増加しています。平成 18 年度本市に武雄市要保護児童対策協議会を設立しました。身体的、ネグレクト、性的、心理的などの虐待及び養育不良な環境におかれた児童やいじめにより苦しんでいる児童の心身の安全を守るため、個別ケースについて各関係機関と連携しながら、早期発見・早期解決に努めました。

■障がい児対策の充実

平成 18 年 10 月に武雄市相談支援センターを山内支所内に開設しました。専門の相談員が保健、医療、福祉、教育関係者等と連携し、障がい児の成長にあわせた適切な支援に努めてきました。

武雄市中心身障害児通園施設「たんぽぽ教室」は心身に障がいのある児童を対象に、早期訓練と療育の充実をはかってきましたが、平成 25 年度末に事業を廃止しました。平成 26 年度から新たに地域の中核的な療育支援施設として、「くろかみ学園児童発達支援センター」がオープンし、療育支援体制が充実しました。

■経済的支援の充実

子育て家庭の経済的負担を軽減するために、平成 24 年度より乳幼児医療費助成から子どもの医療費助成に変更し、就学前の子どもは現物給付とし、小中学生の入院費用についても助成を開始しました。

3. ぬくもりのある仕事と子育ての両立支援

■保育等サービスの充実

保育所の入所児童数は年々増加傾向にありますが、保育所の改築にあわせ定員増をはかるなどの対応により待機児童はいません。延長保育や休日保育、一時保育事業についても継続して実施してきました。病後児保育については、嬉野市と江北町において実施しており、市内で利用できる施設が望まれています。

放課後児童クラブの利用者数は年々増加傾向にあり、指導員の増員や施設の確保に努めてきました。今後も利用者の増加への対応や内容の充実に努めていきます。

障がい児等特別な支援を必要とする児童が保育所や放課後児童クラブの利用を希望する場合は、職員の加配などで受け入れができる体制を整えてきました。

■ひとり親家庭等への自立支援の推進

平成 22 年 8 月制度改正により児童扶養手当支給対象者について、母子家庭を対象としていた支援が父子家庭に拡大されました。年々ひとり親家庭は増加傾向にあり、制度の周知を目的としたパンフレットを作成・配布し、就業相談支援や自立支援の充実を図りました。

■男女共同参画の推進

男女が仕事と子育てが両立できるように、男性が子育てに参画しやすい社会づくりを進めるため男女共同参画の啓発を行ってきました。

4. 健康で安心できる生活を築く保健・医療の充実

■子どもや母親の健康の確保

母子ともに健康に出産を迎えられるよう、母子手帳交付時の個別相談や妊婦健康診査を実施しました。出産後は、乳児全戸訪問や健康診査により、健康状態や子どもの発達を確

認するとともに、育児相談を行いました。

乳幼児歯科健診や幼稚園・保育所、小中学校において、フッ化物を利用した予防事業を推進してきた結果、1人当たりのむし歯本数は減少しています。

また、休日急患センターに加え、平成22年度より開設した小児時間外診療事業により、休日・夜間の救急医療体制の確保を図り、安心して子育てができる環境整備を行いました。

■食育の推進

妊娠期、乳幼児期、学童・思春期、青年・壮年期、高齢期の5つの段階に分け、それぞれのライフステージにあった食に関する知識や技術、健全な食生活習慣を目指した食育の取組をしてきました。

学校給食においては、JAや生産者、納入業者の協力により、地元農産物をできる限り利用をするなど地産地消に取り組んでいます。

■思春期の保健対策の充実

学級活動や保健体育の時間に性教育や薬物乱用防止、喫煙防止について学習し、正しい知識の普及・啓発により心身の健やかな発達を促すための取組を行ってきました。

5. 明日を担う子どもたちの教育の充実

■学校教育の環境の整備

子どもたちが、自ら考え、意見や目標を持ち行動できる力である「生きる力」を育むことが求められており、基礎的・基本的な知識・技能を習得させ、確かな学力を身につけさせる教育を進めてきました。

また、道徳心の低下やいじめ問題など心に関わる問題が多くなり、豊かな人間性や社会性を育む教育の充実をはかってきました。

特別な支援が必要な児童生徒については、日常生活の介助、学習支援などを行う特別支援教育を行いました。

■家庭や地域の教育力の向上・次代の親の育成

地域で開催している「ひろば」などにおいて、子育て中の保護者に寄りそい、必要に応じ、個別の支援を行いました。親育て・子育て講座を開催し、子育て中の保護者や地域の子育て支援者が学習し、家庭や地域の教育力を高めました。

子どもたちが自分の成長を振り返り、親となるための学びの機会を提供するため、親子と中学生のふれあい事業を実施しました。

■トムソーヤプランの推進

野外活動や自然体験など様々な活動を通して、地域の子どもリーダーを育成するとともに、自主性や豊かな人間性など心身の成長につながる教育を行いました。

6. 子どもたちが安全に育つ環境の整備

■住環境の整備

子どもの通学路について、道路改良にあわせ歩道の設置や拡幅を行うとともに、ユニバーサルデザインの観点より道路の段差の解消する改修を進めてきました。

また、公共施設等にパーキングパーミット（身障者用駐車場利用証）スペースやみんなのトイレの設置を推進しました。

■交通安全・防犯活動の推進

子どもを交通事故や不審者から守るため、地域をあげてPTAや各町防犯協会などにより、防犯パトロールが行われました。

5. 武雄市の子ども・子育て支援の課題

（１）教育・保育施設の充実

- 本市の就学前児童数は、少子高齢化が進む中、減少傾向で推移していますが、保育所の入所児童数は増加しています。幼稚園については、横ばいの傾向となっています。今後もニーズ量に見合うだけの質・量両面での事業量の確保が必要です。
- 既存施設における施設・設備の充実、教諭や保育士の専門的知識・技術及び判断という専門性が求められており、保育の質の向上とともに、ニーズ量に見合う人材の確保も大きな課題となっています。
- 幼稚園、保育所から小学校へ滑らかにつながるように、幼保小の連携をはかっていく必要があります。

（２）地域における子ども・子育て支援の充実

- 就学前保護者の病児・病後児保育事業に対する利用希望は13.3%、一時預かりに対する利用希望は41.0%と、一時預かりに対するニーズが比較的多くなっています。地域における子ども・子育て支援の中では重要な事業であり、ニーズにあった事業内容の充実を図る必要があります。
- ショートステイ事業については、保護者の緊急一時利用や、DVや経済的理由により困窮している保護者への対応も含め一層の充実が必要です。
- 就学前保護者の「武雄市子育て支援総合支援センター」の現在の利用状況は13.9%となっていますが、各町の公民館等などを利用して、市内全域で事業を実施しています。今後もセンターだけではなく、利用者が参加しやすい場所で事業を展開していきます。
- 「ファミリー・サポート・センター事業」の現在の利用状況は1.4%となっており、引き続き事業のPR活動を行うとともに、入会時の指導や確認の徹底、協力会員のレベルアップのための研修の充実等を図る必要があります。
- 放課後児童クラブについては、保護者の勤務形態の多様化より、高学年までの利用希望や開所時間の延長等、保護者ニーズへの対応が求められています。これに伴い、施

設の確保や障がい児等配慮を要する児童への対応を含めた指導員の質の向上が重要となっています。そのためには指導員を対象とした研修を充実していくことが重要です。

- 各種子育て情報等の発信については、武雄市独自の取組として Facebook を利用したホームページの活用で素早い情報発信やコミュニケーションの活性化を目指しています。今後も子育て支援サービスのわかりやすい情報提供が必要となっています。また、情報が氾濫する社会において、母子保健推進員が赤ちゃん訪問時に、サービスの伝達者として必要な情報提供を行うことが重要です。
- 地域に望む子育て支援についてみると、就学前、小学生ともに「子どもが犯罪や事故に遭わないよう、見守ってほしい」、「危険な遊びやいじめを見つけたら、注意してほしい」の2項目が目立って多く、地域での見守りや気づきへの期待が大きくなっています。子どもたちを犯罪や事故等から守るためには、地域全体で子ども達を見守る体制づくりが必要となっています。
- 身近な相談先や情報の入手先として、同じ立場である親同士での相談や情報交換等が気軽にできるような場づくりが必要です。
- 個々の活動だけではなく市、小中学校や幼稚園、保育所、PTA、家庭などがスムーズな連携をとり、市全体で子ども達を支援する体制をつくることが求められています。

(3) 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

- 「養育支援訪問事業」「児童虐待防止ネットワーク」「母子保健訪問指導事業」等本市の児童虐待防止対策の取組は重要です。また「児童虐待」についても最近の報道にもあるように、身近な社会問題として捉えられている状況があり、これら諸事業の周知徹底を通して、地域や保護者が情報共有できる環境づくりが必要です。
- 社会的養護については、虐待を受けた子ども、障がい児等特別な支援が必要な子ども、DV被害の母子等への対応として、施設整備や人材等の面で充実を図る必要があります。
- ひとり親家庭については、「児童扶養手当支給事業」「ひとり親家庭医療費支給事業」「母子父子及び寡婦福祉資金貸付の受付・相談」等の経済的支援を中心とした取組が充実してきており、新制度における多様な教育・保育事業の提供と併せ、就労支援等の制度周知等も含め事業の継続実施が必要です。
- 障がい児に対する各種サービスの充実とともに、発育・発達の確認や健康の障害となる要因の早期発見を目的とした健診の実施、発達障害児の早期療養を充実する必要があります。あわせて、学校での細かい対応を図るための特別支援員の配置等をさらに充実していく必要があります。

(4) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進

- 就学前児童での「育児休業制度」の利用をみると、母親利用 38.3%、父親利用 1.3%となっています。ただ、男女での取得状況の差は依然として大きく、母親、父親ともに利用できるような環境を整備する必要があります。
- 子育てをしながら就労している割合の増加に伴い、各企業に対しても、働きながらも子育てがしやすい環境づくりの要請や、そのための支援等「ワーク・ライフ・バランス」を達成するための取組が強く求められています。

(5) 安全・安心な子育て環境の充実

- 安全・安心な子育て環境においては、交通安全対策や防犯対策は欠かせない取組であり、現在実施されている交通安全教室や防犯パトロール等の継続実施が必要です。また、歩行者にやさしい交通環境の整備などについても継続していく必要があります。

(6) 青少年の健全育成の充実

- 本市の青少年健全育成事業は、地域の教育力、有害環境対策、次代の親意識の醸成など多岐にわたっています。今後も青少年が豊かな人間性を培い、心身ともに健全でたくましく育つよう、事業を継続する必要があります。



第Ⅱ部

武雄市子ども・子育て支援の 基本的考え方

1. 基本理念

以下の国の「基本指針」における「子ども・子育て支援の意義」や「武雄市次世代育成支援行動計画（後期計画）」の基本理念等を踏まえ、本計画への基本的なビジョンを明確にします。

【国の基本指針より】

乳幼児期の発達は、連続性を有するものであるとともに、一人一人の個人差が大きいものであることに留意しつつ、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ、その間の子どもの健やかな発達を保障することが必要です。

また、小学校就学後の学童期は、生きる力を育むことを目指し、調和のとれた発達を図る重要な時期です。この時期は、自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、心身の成長も著しい時期です。学校教育とともに、遊戯やレクリエーションを含む、学習や様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供し、放課後等における子どもの健全な育成にも適切に配慮することが必要です。

以上のように、乳児期におけるしっかりとした愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得及び学童期における心身の健全な発達を通じて、一人一人がかけがえのない個性ある存在として認められ、育まれることが可能となる環境を整備することが、社会全体の責任です。

全ての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、以上に述べたような、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要です。

質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、保護者以外に幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図るとともに、施設設備等の良質な環境の確保が必要です。

以下に、国の「基本指針」を踏まえた、基本理念を考える上での視点を整理します。

視点1 未来に向かい、創造する子どもたちを育む

- ◆家族形態が多様化する中、親の孤立化や家庭教育力の低下防止の視点
- ◆子育ての責任は、第一義的には保護者にあることを前提に地域の関わりが重要であるという視点
- ◆子育てに魅力や喜び、楽しみを感じ、安心して子どもを生み育てられる視点
- ◆男女ともに子育てと社会参画を両立できるまちづくりの視点

視点2 子どもたちの夢に繋がる可能性を引き出す

- ◆子どもたちが、心身ともに健全に育つことが重要であり、そのために大人の責務が大切であるという視点
- ◆子どもが「確かな生きる力」を身につけ、成長し自立できるまちづくりを進めるという視点

視点3 地域が見守り、支え合って守る子どもたちの安全

- ◆子どもたち、保護者が安全で安心して生活できる生活空間の整備の視点
- ◆子どもを事故や犯罪等から守るための地域が一体となった連絡体制の整備など、地域社会が地域の子どもの成長に積極的に係われる環境整備の視点

このような基本的な視点をもとに、基本理念を設定します。

基本理念

すべての子どもを 地域で見守る あんしんきち たけお

すべての子どもは、かけがえのない存在として、生まれながらにして人権が尊重され、幸せに生きる権利を持っています。

そのために、すべての子どもの固有の権利を尊重し、最善の利益がもたらせられるような環境づくりが必要です。

本市では、子どもの生きる力を育み、子育て家庭の親たちがしっかりと子どもと向き合って、安全で安心して子どもを生み育てることができるよう、地域社会全体で、子どもと子育て家庭に寄り添い、見守り、気づきを通してさまざまに支援していくことができるまちづくりを目指していくという思いから、「すべての子どもを 地域で見守る あんしんきち たけお」を基本理念とします。

基本的視点

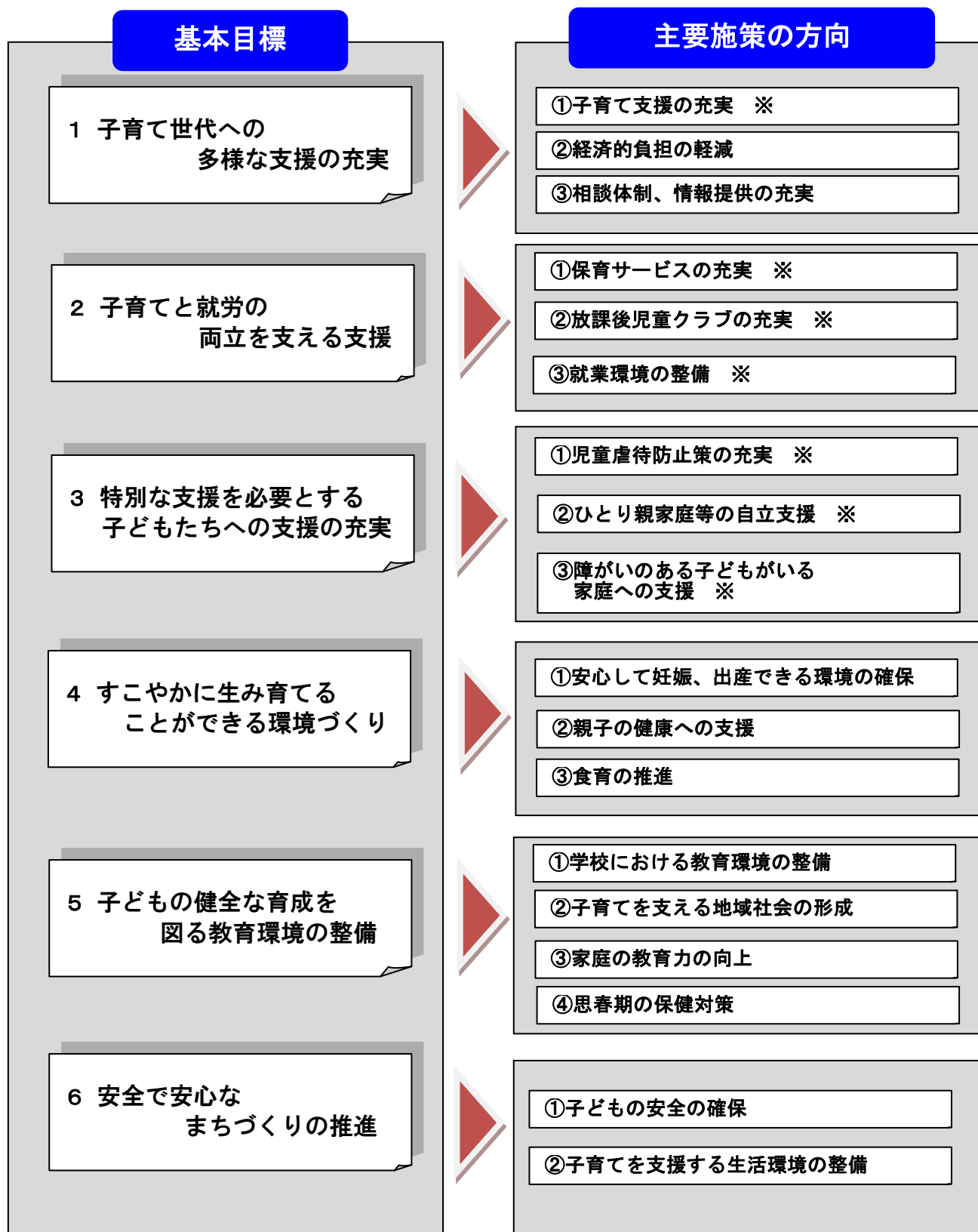
未来に向かい、創造する子どもたちを育む

子どもたちの夢に繋がる可能性を引き出す

地域が見守り、支え合って守る
子どもたちの安全

基本理念

すべての子どもを
地域で見守る
あんしんまち
たけあ



(注) 「※」は「子ども・子育て支援事業計画」対象施策、それ以外は「次世代育成支援行動計画」対象施策

2. 基本目標と主要施策の方向

基本理念に基づき、施策の方向を示すことによって、武雄市次世代育成支援行動計画（後期計画）を継承する主要施策の今後のあり方を具体的に示します。

目標1 子育て世代への多様な支援の充実

①子育て支援の充実

本市では、各地域において、親子が気軽に集まり、交流や相談できる場として、ひろば活動を行うなど様々な子育て支援事業を実施しています。今後も、子育て総合支援センターを子育て支援の拠点と位置づけ、必要な情報の提供、専門の職員による相談や専門機関との連携をはかっていきます。

また、妊娠時から関わりを持つなど切れ目ない支援を進めるとともに、支援の担い手となる人材育成を目的とした養成講座を充実します。

また、子どもの多様な預かりに対応するファミリー・サポート・センター事業や病児・病後児保育事業の充実と、すべての家庭が安心して子育てに取り組めるよう、子育てに関する養育支援の充実に努めます。

民生委員児童委員の活動等を通じて、子育て家庭の様々な事情の収集や状況把握に努め、個々の家庭が抱える悩みや不安の解消を図ります。

②経済的負担の軽減

本市では、保護者の子育てに関わる経済的負担の軽減に寄与するため、児童手当の支給や医療費の助成をはじめ、各種経済的支援を継続的に進め、充実を図ります。

また、少子化対策の一環でもある不妊治療に係る費用負担の一部助成の継続や、多子世帯への支援等の充実に努めます。

③相談体制、情報提供の充実

地域との関わりの希薄化、核家族化の進行などにより、身近で気軽に相談できる相手が少なく、その結果子育てへの不安感・孤立感が増加していることを背景に、相談内容の多様化、複雑化が一層深刻になっています。

特に妊婦については、子どもが生まれた後の生活スタイルがまだイメージしにくく、子育て総合支援センター等地域での子育て支援事業を知らないまま、育児と家事の両立に不安感を覚える母親も少なくありません。このような悩みを軽減できるよう、子どもが生まれる前の段階から、子育て支援センター等の子育て支援事業の周知を広め、産後スムーズに子どもと一緒に生活を送ることができるよう、バックアップを図ります。

さらに既存のパンフレット等による情報提供のほか、スマートフォン等携帯端末を活用し、情報への気軽なアクセスや事業の効果的なPRを可能にするための手法を検討します。

目標2 子育てと就労の両立を支える支援

①保育サービスの充実

就労形態の多様化など、さまざまな社会的変化に伴い、休日保育・延長保育・一時保育など保護者の保育ニーズは多様化しています。

通常保育については、事業計画における量の見込みと確保の内容による需給計画を通して、対応を図っていくとともに、延長保育や一時預かり等の多様な保育ニーズについても事業計画における地域子ども・子育て支援事業の取組にしたがって、内容の充実に努めます。

特に、保護者からの要望が強い病児・病後児保育については、質・量両面でその充実に努めます。

②放課後児童クラブの充実

本市では、放課後や週末、長期休業中等に子どもたちが安全で安心して生活できる場を提供し、児童の健全育成を図ることを目的に放課後クラブを設置しています。

今後は、多様な保護者ニーズに応えられるよう、施設の確保や指導員への研修を強化するなど、質の向上に努め、魅力ある児童クラブをめざします。

さらに、放課後児童対策として、地域における放課後の子どもの過ごし方についても検討する必要があります。

③就業環境の整備

既婚女性の就労が定着してきている中、仕事と生活の調和が実現し、誰もが多様な生き方・働き方が選択できる社会に向けての取組が子育て支援策の柱として求められています。

そのため、働き方の見直しを進め、職場優先の意識を解消し、家族との時間を確保できる職場環境づくりに継続して取り組みます。

また、父親が積極的に育児に参加できるよう、職場をはじめとした社会全体の理解のもと、すべての人が多様な働き方、特に仕事と家庭生活のバランスがとれた働き方が選択できるよう、社会全体で支える環境を整備する必要があります。

そのため、育児休業制度の定着・促進や労働時間の短縮に向けた企業を含めた関係機関での取組を継続して、進めます。

目標3 特別な支援を必要とする子どもたちへの支援の充実

①児童虐待防止策の充実

新聞、テレビ等マスコミ報道が伝える児童虐待については、全国的に増加しており深刻な社会問題となっています。児童虐待は、子どもの心身の成長や人格形成に大きく影響を与えるものであり、迅速かつ適切な対応が求められています。

本市においても、武雄市要保護児童対策協議会を中心に関係機関との連携を図り、虐待防止ネットワーク等による相談窓口や相談体制の整備等のきめ細やかな対応を一層充実します。

さらに社会的養護については、養護施設の理解を深めるための広報の充実とともに、子

どもの心のケアも含め、子どもの視点で考えながら家庭的養育環境の形態にしていくように努めます。

②ひとり親家庭等の自立支援

昨今増加傾向にあるひとり親家庭、特に母子家庭の置かれている生活状況は、子育てと生計の担い手を一人で負うことが多く、日常生活で様々な問題に直面しています。

ひとり親家庭の自立した生活と子どもの健やかな成長を図るため、経済的支援を行うとともに、就業が困難な方への支援や子育てサービスの情報提供、相談体制の充実を図ります。

併せて家事援助、育児支援等の日常生活支援の充実を図ります。

③障がいのある子どもがいる家庭への支援

ノーマライゼーション^{※1}の理念のもと、社会全体が障がい児を温かく見守る環境づくりのために、障がい児の健全な発達を支援し、障害福祉計画に基づく居宅介護、児童発達支援、短期入所等のサービス等の充実を図り、利用者への情報提供を継続して進めるとともに、関係機関との連携による支援体制の充実を図ります。

また、発達障害を含む障がい児の多様なニーズに対応するため、相談体制の充実を図り、さまざまなサービス等を組み合わせた総合的な生活支援のためのケア計画を作成し、実施するケアマネジメント^{※2}の推進に取り組みます。

目標4 すこやかに生み育てることができる環境づくり

①安心して妊娠、出産できる環境の確保

子どもを生み、安心して健やかに育てるため、そして生涯にわたる健康維持のためには、母子保健は欠かせないものです。

安全な妊娠や出産のため、母子健康手帳交付をはじめ、無料受診票の交付等により、妊娠期の健康の保持に努め、若年の妊婦・母親や育児不安の強い母親に対する支援を行います。

②親子の健康への支援

母親が安心して子育てができる環境整備や健やかな子どもの成長のため、母子保健推進員による母子保健の理念の普及や啓発をはじめ、援助を必要とする妊産婦に対する訪問や相談の一層の充実に努めます。

小児期の健康管理については、発達段階に合せた健康診査を行うとともに、健康的な生活習慣の確立に向けた健康教育等の一層の充実に努めます。特に1歳6か月および3歳6か月児健診について、受診率向上を図り、病気や発達の遅れ等の早期発見に努めます。

※1 ノーマライゼーション

障害者や高齢者がほかの人々と等しく生きる社会・福祉環境の整備、実現を目指す考え方。

※2 ケアマネジメント

保健・医療・福祉の専門家や機関が、相互に協力し合い、総合的な福祉サービスを施すこと。

また、2歳6か月の歯科健診にあわせて、育児相談を行っています。

③食育の推進

栄養バランスにすぐれた食事は、健康な体を作るだけではなく望ましい生活のリズムの基本であることを踏まえ、子どもから思春期、大人になるまでの成長の段階に応じた食に関する情報の提供を行い、心と身体健康づくりを推進します。

目標5 子どもの健全な育成を図る教育環境の整備

①学校における教育環境の整備

基礎的な学力を基盤とした学ぶ意欲、思考力、表現力、問題解決能力などの子どもの「生きる力」を育成するために、個々に応じた指導の充実を図り、知識・技能の習得に努めます。

さらに、豊かな人間性を育むため、道徳教育やボランティア活動、自然体験・社会体験などの体験活動の充実を図ります。学校・家庭・地域社会・関係諸機関が連携し、不登校やいじめ、問題行動等への対応と相談体制の充実を図ります。

たくましい身体を育むために、基本的な生活習慣の定着と「食」の大切さの理解や、運動に親しみ、体を鍛えることと奨める教育を推進します。特別な支援が必要な児童生徒については、日常生活の介助、学習支援などを行う特別支援教育の支援員を配置します。

幼児期から、小中学校までの教育のつながりを充実させるため、幼・保・小・中の相互の恒常的で双方向的な連携を実施します。

また、地域の方や関係機関、施設などとの連携や交流を図りながら、特色ある学校づくりに取り組むとともに、地域に開かれた学校づくりに努めます。

②子育てを支える地域社会の形成

昨今の社会構造の変化に伴い、人とふれあう機会が少なくなっている今の子どもたちに、基本的な生活習慣を教えていくための取組が必要となっています。

そのため、地域ぐるみの子育て運動「トムソーヤプラン」に基づき、子どもに関わるボランティアや関係団体等の活動や活動に関わる人材の養成を図るとともに、子どもへのさまざまな体験活動等の充実を図るため、家庭、地域、学校等の連強化に努めます。

また、地域社会全体が、子どもと子育て家庭に寄り添い、見守り、気づきを通して様々な支援をしていき、安心して子育てができるまちづくりを推進します。

③家庭の教育力の向上

昨今、家庭での教育力の低下が指摘され、地域等での家庭教育への支援が一層求められています。子育ての大変さを感じている保護者へ共感しつつ、基本的な生活習慣や親と子の関わり等についての学習機会の充実を図ります。

④思春期の保健対策

子どもを取り巻く環境は、スマートフォン等の普及による多様な情報の氾濫により、一層多様化、複雑化してきており、薬物の乱用、喫煙や飲酒による心身への影響が非常に危惧されています。思春期の子どもたちが、正しい知識を持ち、適切な対応を取れるように普及活動や環境づくりに努めます。

また、成長の基礎となる丈夫な身体をつくり、心と身体のバランスのとれた成長を促すために、発達に応じた性に対する正しい知識を身につけさせるための保健教育を推進します。

目標6 安全で安心なまちづくりの推進

①子どもの安全の確保

子どもを交通事故から守るためには、交通安全に関する知識を深め、交通ルールを守る習慣を小さいときから身につけることが重要です。幼児期の交通安全指導や交通安全教室の開催等の充実を通して、今後も子どもたちの交通安全意識の高揚に努めます。

子どもが被害者となる事件が全国各地で発生しており、年々、凶悪化する傾向にあることから、子育て中の親にとって大きな不安要因のひとつとなっています。

登下校時における子どもたちの安全の確保と、子どもを犯罪等から守るために、地域の防犯パトロールなどの防犯活動等、犯罪の発生しない環境づくりに継続して努めます。

②子育てを支援する生活環境の整備

市内の道路には、道幅が狭い箇所もあるなど、安全な道路環境とはいえない状況もあり、安全性の確保やまちづくりの観点に立って、歩道や交通安全施設の整備等に努めます。

また、子どもが社会性を培うために欠かすことができない身近な遊び場として、公園や広場等の適切な管理を図ります。

3. 家庭・地域・事業者・行政の役割

(1) 家庭の役割

父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭が子どもの基本的生活習慣の確立や人格形成等にとって重要な役割と責任を持っていることを認識する必要があります。

また家庭では、男女が協力して子育てに取り組むことが大切であり、母親だけが子育ての負担を背負うことがないようにしなければなりません。

これらを踏まえ、笑顔の絶えない明るい家庭を築くために、子どもとの毎日の生活を通して、それぞれの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが必要です。

(2) 地域の役割

子どもにとって、地域は日常の大部分を過ごす場であり、子どもは地域とのかかわりの中で家庭の中だけでは学ぶことのできない社会性を身につけ、成長していきます。

家庭環境、心身の障害の有無等にかかわらず、すべての子どもが地域住民との交流を通じて健全に成長できるよう、地域の中で支援をしていくことが大切です。

また地域全体で子育て中の家庭を支え、地域で活動しているさまざまな団体や行政が市民と連携し互いに補いながら、子どもが「自ら育とうとする力」を伸ばしていけるよう、子どもの健全な成長を支援することが重要です。

(3) 事業者の役割

働きやすい職場環境づくりのために、就業しているすべての人が、仕事時間と生活時間の適度なバランスがとれる多様な働き方を選択が可能になることを目指し、職場優先の意識や固定的な性別役割分担意識などを解消することが大切です。

そのためには、事業者・職場自体が、このような職場環境をつくるように努めながら、社会全体にこのような認識を深めることが重要です。

(4) 行政の役割

子育て支援の取組は保健・医療・福祉、教育、労働、住宅、生活環境など多様な分野にわたるため、行政は、関係部局間の連携を図り、総合的な施策の推進に努めます。

また、より一層、国、県、保健所、児童相談所等の関係機関との連携を強化し、施策・事業等の計画的な推進を図って行きます。

第Ⅲ部

事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

(1) 提供区域の定義

- 「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件」、「現在の教育・保育の利用状況」、「教育・保育を提供するための施設整備の状況」等をニーズ調査結果や幼稚園・保育所等の施設の実態等から総合的に勘案し、「保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域」（以下「教育・保育提供区域」）を定めることになっています。

(2) 提供区域の設定の考え方

提供区域の設定については、以下の視点で検討します。

視点① 保護者や子どもが利用しやすい範囲であるか

各事業の特性や地域の特性に応じて、保護者や子どもが利用しやすい範囲を設定します。

視点② 事業量を適切に見込み、確保できる単位であるか

人口推計やニーズ調査等から適切に必要な事業量を見込むとともに、需要に基づき、既存施設の活用を踏まえ、供給体制を確保しやすい範囲とします。

(3) 本市の教育・保育提供区域について

以上の設定の考え方で検討した結果、本市では「市全域」を教育・保育提供区域とします。

(4) 本市の地域子ども・子育て支援事業の提供区域について

地域子ども・子育て支援事業については、各事業の特性から利用者のニーズが異なるため、区域の設定に当たっては、広域性、地域性を加味する必要がある、この点を踏まえ基本的には「市全域」を提供区域とします。ただし、放課後児童クラブについては、基本は「小学校区」とします。

2 教育・保育提供体制の確保

(1) 教育・保育施設の充実（需要量及び確保の方策）

教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

ニーズ調査結果をもとに、武雄市に居住する子どもの「認定こども園」「幼稚園」「保育所」「認可外保育施設」等の「現在の利用状況」＋「利用希望」を踏まえて設定します。

教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「特定教育・保育施設（※1）及び地域型保育事業（※2）による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

①年齢の設定

年齢の設定は、以下のように設定します。

教育・保育施設及び地域型保育事業		算出対象 児童年齢
1号認定	（認定こども園及び幼稚園）＜専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭＞	3～5歳
2号認定①	（幼稚園）＜共働きであるが、幼稚園の利用を希望している家庭＞	3～5歳
2号認定②	（認定こども園及び保育所）＜共働き家庭＞	3～5歳
3号認定③	（認定こども園及び保育所＋地域型保育事業）＜共働き家庭＞	0～2歳

②需要量と確保の方策

平成27年度 保育所の定員増

平成28年度 保育所の定員増

平成29年度 保育所・幼稚園の認定こども園への移行 保育所の定員増

平成 27 年度

市全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	① 3歳以上 教育希望	② 3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		152人	124人	1,059人	536人	143人
確保 方策 （提 供 量）	特定教育・保育施設※1☆1	160人	245人	955人	445人	120人
	地域型保育事業※2					
	合計②	160人	245人	955人	445人	120人
②－①＝		8人	121人	△104人	△91人	△23人

☆1 幼稚園、保育所、認定こども園であり、私学助成の私立幼稚園も含む

☆2 小規模保育※2、家庭的保育、居宅訪問型保育（P46参照）、事業所内保育（P46参照）施設

※1 特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。（法第27条）

※2 小規模保育

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。（法第7条）

平成 28 年度

市全域		1 号認定	2 号認定		3 号認定	
		3 歳以上 教育希望	① 3 歳以上 教育希望	② 3 歳以上 保育必要	1 ～ 2 歳 保育必要	0 歳 保育必要
見込量合計①		150 人	122 人	1,040 人	529 人	140 人
確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設 ^{☆1}	160 人	245 人	975 人	460 人	125 人
	地域型保育事業 ^{☆2}					
	合計②	160 人	245 人	975 人	460 人	125 人
②－①＝		10 人	123 人	△65 人	△69 人	△15 人

☆ 1 幼稚園、保育所、認定こども園であり、私学助成の私立幼稚園も含む

☆ 2 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育^{※1}、事業所内保育施設^{※2}

平成 29 年度

市全域		1 号認定	2 号認定		3 号認定	
		3 歳以上 教育希望	① 3 歳以上 教育希望	② 3 歳以上 保育必要	1 ～ 2 歳 保育必要	0 歳 保育必要
見込量合計①		147 人	120 人	1,020 人	517 人	136 人
確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設 ^{☆1}	160 人	245 人	1,025 人	519 人	136 人
	地域型保育事業 ^{☆2}					
	合計②	160 人	245 人	1,025 人	519 人	136 人
②－①＝		13 人	125 人	5 人	2 人	0 人

☆ 1 幼稚園、保育所、認定こども園であり、私学助成の私立幼稚園も含む

☆ 2 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

平成 30 年度

市全域		1 号認定	2 号認定		3 号認定	
		3 歳以上 教育希望	① 3 歳以上 教育希望	② 3 歳以上 保育必要	1 ～ 2 歳 保育必要	0 歳 保育必要
見込量合計①		144 人	117 人	1,001 人	502 人	131 人
確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設 ^{☆1}	160 人	245 人	1,025 人	519 人	136 人
	地域型保育事業 ^{☆2}					
	合計②	160 人	245 人	1,025 人	519 人	136 人
②－①＝		16 人	128 人	24 人	17 人	5 人

☆ 1 幼稚園、保育所、認定こども園であり、私学助成の私立幼稚園も含む

☆ 2 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

※1 居宅訪問型保育

主に満3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業。（法第 7 条）

※2 事業所内保育

主に満3 歳未満の乳児・幼児を対象とし、事業所内の施設において、事業所の従業員の子どものほか、地域の保育を必要とする子どもの保育を行う事業。（法第 7 条）

平成 31 年度

市全域		1 号認定	2 号認定		3 号認定	
		3 歳以上 教育希望	① 3 歳以上 教育希望	② 3 歳以上 保育必要	1 ～ 2 歳 保育必要	0 歳 保育必要
見込量合計①		141 人	115 人	983 人	488 人	128 人
確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設 ^{☆1}	160 人	245 人	1,025 人	519 人	136 人
	地域型保育事業 ^{☆2}					
	合計②	160 人	245 人	1,025 人	519 人	136 人
②－①＝		19 人	130 人	42 人	31 人	8 人

☆ 1 幼稚園、保育所、認定こども園であり、私学助成の私立幼稚園も含む

☆ 2 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

(2) 教育・保育施設の一体的提供の推進

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等に関わらず、柔軟に子どもを受け入れられる施設です。

本市においても、新制度の趣旨や就学前児童を取り巻く環境を踏まえ、保護者の就労状況に関わらず入園が可能で、全ての子どもに質の高い教育・保育が提供され、保護者ニーズにも応えることができる認定こども園の普及を推進します。

認定こども園の移行に必要な施設整備や職員配置基準が整った幼稚園・保育所から、順次、認定こども園への移行を図ります。

(3) 教育・保育の質の向上

乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた質の高い教育・保育を提供し、子どもの健やかな発達を保障することが必要です。そのためには、幼稚園教諭、保育士と小学校教諭が連携し、子ども一人ひとりにとって最善の利益となることを目指し、幼・保・小の連携を強化します。

子どもの「行動の特徴」「具体的な興味や関心」「遊びの傾向」「社会性の育ち」「内面的な育ち」「健康状態」「発達援助の内容」等、子ども一人ひとりの様子を小学校に伝える方法を検討し、教諭が子どもの特性を適切に把握し、教育に生かすことができるシステムの構築を図ります。

(4) 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

本市においては、小学校就学前児童の保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に認定こども園、幼稚園、保育所等を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行います。

3 地域子ども・子育て支援事業の充実

(1) 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。

ニーズ調査等をもとに、武雄市に居住する子どもの現在の「地域子ども・子育て支援事業」の「現在の利用状況」＋「利用希望」を踏まえて設定します。

教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定します。

①地域子育て支援拠点事業

事業概要

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談や園庭開放等を行います。

事業の方向性

子育て総合支援センターを拠点として、親子のふれあいの場の創出と、いつでも気軽に相談ができるような体制づくりや自主的な子育てサークルの活動を支援します。

乳幼児期における子どもの心身の健やかな発達を促進するため、関係機関や子育て支援団体などとの連携を図り、地域全体で子どもと子育て家庭を支援します。

対象年齢

0歳児～2歳児、3～5歳

単位

人日/月

需要量と確保の方策

【0～2歳児】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1,868 人日	1,837 人日	1,790 人日	1,739 人日	1,690 人日
②確保方策	1,868 人日	1,837 人日	1,790 人日	1,739 人日	1,690 人日
②－①＝	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

【3～5歳児】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	231 人日	227 人日	223 人日	219 人日	215 人日
②確保方策	231 人日	227 人日	223 人日	219 人日	215 人日
②－①＝	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

②子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

事業概要

子育て中の保護者を会員として、子どもの預かり等の援助を受けたい人と援助を行いたい人との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

事業の方向性

本事業は子育てを援助して欲しい人と子育てを応援したい人の相互援助活動であり、地域における子育て力の一層の向上を図るため、継続して事業の周知を図ります。相互援助活動が安全にスムーズに行えるように、入会時の指導や確認を徹底するとともに、併せて、協力会員のレベルアップのための研修の充実等を図ります。

対象年齢

0～5歳、1年生～6年生

単位

人日/年

需要量と確保の方策

【0～5歳】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	278人日	274人日	268人日	261人日	255人日
②確保方策	278人日	274人日	268人日	261人日	255人日
②－①＝	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

【1年生～6年生】

低学年	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	365人日	363人日	368人日	371人日	368人日
②確保方策	365人日	363人日	368人日	371人日	368人日
②－①＝	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
高学年	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
②確保方策	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
②－①＝	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

③一時預かり事業

事業の方向性

本計画においての「一時預かり」事業としては、「幼稚園における在園児を対象とした預かり保育（1号認定者）」、「2号認定で幼稚園を希望する子どもを対象とする定期的な預かり保育」及び「幼稚園の預かり保育以外」の3つの形態での量の確保方策が求められています。

現在、幼稚園での在園児対象の預かり保育や、幼稚園、保育所等に在園していない子どもを対象とした一時預かり保育について実施しています。

今後も、就労等で保育が必要な保護者や緊急時での預かりを必要とする保護者のニーズに適切に対応するため、量の確保とともに、預かり時間中での安全・安心の確保のための人材や設備等の充実を図ります。

③-1 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育） 1号認定

事業概要

保育認定を受けない子ども（1号認定）を通常の利用時間以外に認定こども園や幼稚園で保育を行います。

対象年齢

3歳児～5歳児

単位

人日/年

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1,346 人日	1,323 人日	1,298 人日	1,273 人日	1,250 人日
②確保方策	1,346 人日	1,323 人日	1,298 人日	1,273 人日	1,250 人日
②－①＝	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

③-2 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育） 2号認定で幼稚園希望

事業概要

1号認定を受けずに幼稚園を希望している2号認定の子どもを通常の利用時間以外に認定こども園や幼稚園で保育を行います。

対象年齢

3歳児～5歳児

単位

人日/年

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	6,533 人日	6,421 人日	6,301 人日	6,180 人日	6,068 人日
②確保方策	6,533 人日	6,421 人日	6,301 人日	6,180 人日	6,068 人日
②－①＝	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

③-3 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）

事業概要

教育・保育認定を受けない子どもを保育所等で一時預かりを行います。

対象年齢

0歳児～5歳児

単位

人日/年

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	1,763 人日	1,733 日	1,695 人日	1,653 人日	1,615 人日
②確保方策	1,763 人日	1,733 日	1,695 人日	1,653 人日	1,615 人日
②－①＝	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

④時間外保育事業（延長保育）**事業概要**

保育認定を受けた子どもの通常の利用日及び利用時間以外に認定こども園や保育所等で保育を行います。

事業の方向性

保護者の就労形態の多様化に伴い、延長保育の需要に対応するため、開所時間を超えた保育を市内の全ての保育園で実施しています。

今後も現在の提供体制を維持しながら、延長時間等について保護者からのニーズに適切に対応していきます。

対象年齢

0 歳児～5 歳児

単位

人/年

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	734 人	722 人	706 人	689 人	673 人
②確保方策	734 人	722 人	706 人	689 人	673 人
②－①＝	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

⑤病児・病後児保育事業**事業概要**

発熱等の急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難な子どもを、就労などにより家庭で保育できない保護者に代わって、一時的に保育を行います。

事業の方向性

子どもの病気による突発的・単発的な保育ニーズである本事業は、事業を実施する施設等の確保が難しいため、現在は嬉野市と江北町の事業を利用している状況です。

しかしながら、市内で利用できる事業が望まれており、今後は関係機関と調整をはかり、早期の事業実施をめざします。

対象年齢

0 歳児～小学 3 年生

単位

人日/年

需要量と確保の方策

平成 28 年度（目標） 市内で病児・病後児保育事業を実施

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	498 人日	489 人日	479 人日	467 人日	456 人日
②確保方策	222 人日	489 人日	479 人日	467 人日	456 人日
②－①＝	△276 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

⑥放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

事業概要

保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に家庭で保護することができない小学生に対して、学校などで、放課後に生活の場、適切な遊びの場を提供します。

事業の方向性

放課後児童健全育成事業の実施に当たっては、放課後や週末等における子どもの安全で安心して生活できる場を提供し、児童の健全育成を図っていきます。

対象学年を 6 年生まで拡大したことに伴い、施設の確保や活動の内容等の充実をはかる必要があります。

放課後センターを設置し、専門員が子どもの発達に応じた支援や特別な支援が必要な子どもへの対応などについての研修を行います。また、活動プログラムの作成支援など運営のコーディネートをします。子ども目線の放課後の過ごし方として、居心地のよい魅力ある児童クラブをめざします。

また、保護者の就労状況等に配慮し、開所時間の延長について検討します。

対象年齢

1 年生～ 6 年生

単位

人/年

需要量と確保の方策

市全域	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み	550 人	549 人	551 人	552 人	545 人
低学年	400 人	394 人	397 人	395 人	388 人
高学年	150 人	155 人	154 人	157 人	157 人
② 確保方策	550 人	549 人	551 人	552 人	545 人
②－①＝	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

武雄小	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み	66 人	67 人	68 人	68 人	66 人
低学年	48 人	48 人	49 人	49 人	47 人
高学年	18 人	19 人	19 人	19 人	19 人
② 確保方策	66 人	67 人	68 人	68 人	66 人
②－①＝	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

御船が丘小	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み	89 人	92 人	95 人	94 人	88 人
低学年	65 人	66 人	69 人	67 人	63 人
高学年	24 人	26 人	26 人	27 人	25 人
② 確保方策	89 人	92 人	95 人	94 人	99 人
②－①＝	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

橘小	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み	15 人	15 人	15 人	17 人	17 人
低学年	11 人	11 人	11 人	12 人	12 人
高学年	4 人	4 人	4 人	5 人	5 人
② 確保方策	15 人	15 人	15 人	17 人	17 人
②－①＝	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

朝日小	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み	65 人	65 人	65 人	63 人	62 人
低学年	47 人	47 人	47 人	45 人	44 人
高学年	18 人	18 人	18 人	18 人	18 人
② 確保方策	65 人	65 人	65 人	63 人	62 人
②－①＝	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

若木小	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み	32 人	32 人	32 人	32 人	32 人
低学年	23 人	23 人	23 人	23 人	23 人
高学年	9 人	9 人	9 人	9 人	9 人
② 確保方策	32 人	32 人	32 人	32 人	32 人
②－①＝	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

武内小	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み	50 人	50 人	49 人	50 人	52 人
低学年	36 人	36 人	35 人	36 人	37 人
高学年	14 人	14 人	14 人	14 人	15 人
② 確保方策	50 人	50 人	49 人	50 人	52 人
②－①＝	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

東川登小	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み	36 人	35 人	35 人	36 人	37 人
低学年	26 人	25 人	25 人	26 人	26 人
高学年	10 人	10 人	10 人	10 人	11 人
② 確保方策	36 人	35 人	35 人	36 人	37 人
②－①＝	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

西川登小	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み	44 人	45 人	43 人	42 人	42 人
低学年	32 人	32 人	31 人	30 人	30 人
高学年	12 人	13 人	12 人	12 人	12 人
② 確保方策	44 人	45 人	43 人	42 人	42 人
②－①＝	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

山内東小	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み	52 人	49 人	51 人	49 人	48 人
低学年	38 人	35 人	37 人	35 人	34 人
高学年	14 人	14 人	14 人	14 人	14 人
② 確保方策	52 人	49 人	51 人	49 人	48 人
②－①＝	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

山内西小	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み	52 人	50 人	49 人	52 人	52 人
低学年	38 人	36 人	35 人	37 人	37 人
高学年	14 人	14 人	14 人	15 人	15 人
② 確保方策	52 人	50 人	49 人	52 人	52 人
②－①＝	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

北方小	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
① 量の見込み	49 人	49 人	49 人	49 人	49 人
低学年	36 人	35 人	35 人	35 人	35 人
高学年	13 人	14 人	14 人	14 人	14 人
② 確保方策	49 人	49 人	49 人	49 人	49 人
②－①＝	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

【放課後子ども総合プランの推進】

全ての子どもが安全、安心に過ごし、多様な体験・活動ができる放課後対策のため、放課後児童クラブと放課後子供教室が連携あるいは一体型の放課後子ども総合プランを推進します。

地域の方や企業などと連携をはかり、多様なプログラムを実施し、地域全体で時代を担う人材を育成します。

⑦妊婦健康診査

事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」「検査計測」「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施します。

事業の方向性

妊婦健康診査については、今後とも母子保健の観点から最も重要な事業であり、継続して取り組んでいきます。

併せて、本事業をはじめとした母子保健施策については、妊娠・出産期からの切れ目のない支援という観点から、母子保健に関する知識の普及、妊産婦等への保健指導など幅広い取組を推進していきます。

対象年齢

妊婦

単位

回／年

需要量と確保の方策

回数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	4,735 回	4,621 回	4,484 回	4,347 回	4,234 回
②確保方策	4,735 回	4,621 回	4,484 回	4,347 回	4,234 回
②－①＝	0 回	0 回	0 回	0 回	0 回

⑧乳児家庭全戸訪問事業

事業概要

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行います。

事業の方向性

生後2か月頃に保健師が訪問し、産後間もない家庭へ専門的な支援を行うとともに、支援が必要な家庭には助言及びサービス提供に結び付けます。また、生後4か月頃には母子保健推進員が訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握をします。

対象年齢

0歳児

単位

人/年

需要量と確保の方策

人数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	415人	405人	393人	381人	371人
②確保方策	415人	405人	393人	381人	371人
②－①＝	0人	0人	0人	0人	0人

⑨養育支援訪問事業

事業概要

養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保します。

事業の方向性

養育支援が特に必要な家庭を保健師等が訪問し、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を継続的に取り組みます。

養育が困難な家庭への早期支援、継続支援は虐待予防に重要な役割を果たしているため、今後も関係機関と連携しながら事業を展開していきます。

対象年齢

0歳児～18歳児

単位

人日/年

需要量と確保の方策

人数	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	409人	409人	409人	409人	409人
②確保方策	409人	409人	409人	409人	409人
②－①＝	0人	0人	0人	0人	0人

⑩子育て短期支援事業（ショートステイ）

事業概要

児童を養育している家庭の保護者が病気や出産、冠婚葬祭などにより、家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合に、児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行います。

事業の方向性

本事業は、保護者が病気やその他の理由により、家庭において一時的に児童の養育が困難になった場合に児童養護施設で、児童の養育・保護を行う事業であり、利用児童に対し適切な処遇が確保されるよう、支援サービスの充実をはかります。

また、今後も増加が予想される緊急一時利用やDVにより経済的に困窮している保護者への対応に取り組んでいきます。

対象年齢

0 歳児～18 歳児

単位

人日/年間

需要量と確保の方策

人数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	12 人日	11 人日	11 人日	11 人日	11 人日
②確保方策	12 人日	11 人日	11 人日	11 人日	11 人日
②－①＝	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

⑪利用者支援事業

事業概要

子ども及びその保護者等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。

事業の方向性

子育て総合支援センターにおいて、子どもと保護者または妊娠している方が認定こども園・幼稚園・保育所での教育や保育、一時預かり、放課後児童クラブ等の地域の子育て支援事業等の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう支援を行います。

支援にあたっては、情報提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を行います。

需要量と確保の方策

市全域を対象として1か所設置します。

⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する経費及び行事への参加に要する費用等の助成を行います。

事業の方向性

本事業は低所得者を対象に幼稚園、認定こども園、保育所などが保護者から徴収する日用品、文房具などの実費徴収の一部を補助するものです。低所得者の子育てに係わる経済的負担を軽減する事業であり、対象者や実費徴収の実態を調査し、事業実施について検討していきます。

需要量と確保の方策

設定の対象外です。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業概要

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進します。

また、私学助成（特別支援教育経費）や障害児保育の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる場合に、職員の加配に必要な費用を補助することで、子ども一人ひとりの状態に応じた適切な教育・保育の機会の拡大を図ります。

事業の方向性

本事業については、保護者のニーズに沿った多様な保育の提供を進めるために、新規参入事業者への支援を行うものですが、事業実施の必要性について検討します。

また、私学助成（特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れる場合に、職員の加配に必要な補助をする特別支援事業については、事業実施について検討します。

需要量と確保の方策

設定の対象外です。

4 専門的な支援を要する子どもや家庭への支援の充実

（１）児童虐待防止対策の充実

子どもの生命・身体を脅かす児童虐待については、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取組が必要です。

本市においては、養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用して虐待を予防するとともに、虐待の早期発見、早期対応に努め、児童相談所の権限や専門性を必要とする場合には、すぐに児童相談所による支援を求める等関係機関との連携強化が不可欠です。

①相談体制づくりや関係機関との連携強化

本市における虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のためには、地域の関係機関の連携及び情報収集・共有により支援を行う要保護児童対策協議会の取組の強化に努めます。

同協議会は、児童相談所、保健福祉事務所、民生委員児童委員、保育所、学校、教育委員会、警察、医療機関、NPO※¹等幅広い関係者の参加とネットワーク化を図っています。

また、同協議会の効果的な運営や虐待相談に対する組織的な対応等のため、専門性を有する職員の配置や講習会等への参加等を通じた本市の体制強化及び資質の向上を図ります。

さらに、一時保護等が必要と判断した場合の児童相談所長等への通知や児童相談所へ適切な援助を求めるなど、県との連携強化を図ります。

②発生予防、早期発見、早期対応等

虐待の発生予防のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげていきます。

さらに、虐待の発生予防、早期発見等のため、民生委員児童委員やNPO等を積極的に活用します。

③社会的養護施策との連携

子ども・子育て支援を推進するにあたっては、子育て短期支援事業を実施する児童養護施設等との連携等社会的養護の地域資源の活用に努めます。

子どもが健やかに成長するためには、行政、学校、民間団体等の地域の関係機関の理解と協力のほか、里親の開拓や里親支援につながる広報・啓発等における県との連携により、地域の中で社会的養護が行えるような支援体制の整備に努めます。

(2)ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭等については、経済的に厳しい家庭が多く、就業支援を充実させるとともに、仕事と子育てが両立できるよう、「子育て・生活支援」「就業支援策」「経済的支援策」を柱として、総合的な自立支援を推進します。

子育てや生活、就労等を支援するため、母子・父子家庭等の自立に必要な情報を提供し、きめ細やかに対応できるよう相談体制の充実をはかるとともに、福祉、保健、雇用、教育、法務など多岐の分野にわたった支援が必要であり、関係機関との協力・連携の強化に取り組めます。

また、保育及び放課後児童クラブの利用や、子育て支援短期事業の利用に際しての配慮

※¹ NPO

社会的な問題に、非営利で取組む民間非営利団体。

等の支援をします。

就業支援策として、母子父子家庭等自立支援教育訓練給付金事業及び母子家庭等職業訓練促進給付の推進をはかります。

経済的支援策については、ひとり親家庭の医療費助成や児童扶養手当の支給、母子父子寡婦福祉資金の経済的支援を継続し、経済的支援の相談体制や専門機関との連携強化をはかり、総合的な自立支援の推進に努めます。

（３）障がい児施策の充実

障がいのある子どもが、身近な地域で自立して安心した生活を送るために、一人ひとりの多様なニーズに応じた相談体制の充実と支援が必要です。

本市では、障がいの原因となる疾病の早期発見を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を継続して推進します。さらに、障がいが発見された子どもの健全な発達を支援し、年齢や障がい等に応じた専門的な医療や療育の提供を図ります。

また、自閉症、学習障害（LD）※¹、注意欠陥多動性障害（ADHD）※²等の発達障害の子どもについては、幼稚園教諭、保育士等の専門性の向上を図り、障がいの状態に応じて適切な支援等に努めることによって、子どもたちが可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加ができるための力を培います。

併せて、認定こども園、幼稚園、保育所、学校等において、保護者を含めた関係者が教育上必要な支援等について共通理解を深めることにより、保護者の障害受容及びその後の円滑な支援につなげていきます。

特に、発達障害については、社会的な理解が必要なことから、適切な情報の周知のほか、家族が適切な子育てができるための支援を行うなど支援体制の整備に努めます。

さらに、認定こども園、幼稚園、保育所等や放課後児童クラブは、関係機関との連携しながら障がいのある子どもの受入れを推進します。

５ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進

（１）仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

仕事を持つ母親が増加する中、子育てについての様々な負担をできるかぎり軽減するため、父親が子育てに参加するとともに、社会全体で支える環境を整備する必要があります。

また、仕事と生活の調和の実現については、国においては「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、労使をはじめ国民が積極的に取り組むとともに、国や地方公共団体が支援すること等により、

※¹学習障害（LD）

発達障害の一つで、全般的には知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する等の能力のうち、特定の分野の習得や使用に困難を抱える。

※²注意欠陥多動性障害（ADHD）

発達障害の一つで、不注意（物事に集中できない、忘れ物が多い）、多動性（落ち着きがない、じっとしてられない）、衝動性（突飛な行動を取る、順番を守れない）等。

社会全体の運動として広げていく必要があるとされています。

具体的には、育児休業制度の定着・促進や労働時間の短縮に向けた企業を含めた関係機関での取組を継続します。

（２）ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発の推進

様々な機会を活用して、仕事と生活の調和の重要性に関する市民の理解の促進や仕事と子育てを両立しやすい社会の実現に向けた社会的気運の醸成に努めます。

また、インターネットによる周知・広報等を通じた子育てに関する理解の促進等ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発等を推進します。

併せて、子育てができる働き方の実現のための男性の育児休業の取得促進等職場や地域社会全体への意識啓発等を推進します。

６ 計画の推進体制

（１）関係機関等との連携

本市においては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、円滑な事務の実施を含め庁内関係部局間の密接な連携を図るとともに、県との間においても、幼稚園の運営の状況等必要な情報を共有し、共同で指導監督を行う等相互に密接な連携を図ります。

また、住民が希望する地域型保育事業を円滑に利用できるよう、市町域を超えた利用を想定して、近接する市町と連携を図り、迅速に調整等が行われるように努めます。

さらに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施し、地域の実情に応じて計画的な基盤整備を行うため、行政と教育・保育施設、地域型保育事業の実施主体等が相互に連携し、協働しながら取組を進めていきます。

一方、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担う認定こども園、幼稚園及び保育所は、地域型保育事業や地域子ども・子育て支援事業の実施主体と、子ども・子育て支援を行う実施主体同士相互の密接な連携が必要であり、本市においてはそのための支援に努めます。

また、保育を利用する子どもが小学校就学後に円滑に放課後児童クラブを利用できるよう、相互の連携に努めます。

（２）計画の達成状況の点検・評価

本市では、「武雄市子ども・子育て会議」において、各年度における「子ども・子育て支援事業計画」に基づく施策の実施状況について点検、評価し、この結果を公表するとともに、これに基づいた事業計画の見直しや取組内容の改善等を図ります。

また、必要に応じ、計画期間の中間年を目安として、計画の見直しを実施するとともに、計画の進捗状況等はホームページ等で公表します。

第Ⅳ部

資 料 編

1 武雄市子ども・子育て会議設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援に関する事業を総合的かつ計画的に実施するに当たり、子ども・子育て関係者から広く意見を聴取するため、武雄市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項について意見を述べる。

(1) 子ども・子育て支援事業計画の作成に関すること。

(2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び同法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援の推進に関して必要な事項

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、こども部未来課において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

1 この告示は、平成25年10月8日から施行する。

2 この告示の施行の日以後、最初に委嘱された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

2 武雄市子ども・子育て会議委員

(順不同・敬称略)

番号	区 分	所 属 ・ 役 職	氏 名
1	学識経験者	佐賀女子短期大学教授	田口 香津子
2	学識経験者	武雄市子育て総合支援センター長	吉牟田 美代子
3	子育て当事者	武雄市連合PTA 母親副委員長	古川 美和
4	保育園	武雄市保育部会 会長	岡本 忠裕
5	幼稚園	武雄市私立幼稚園連合会 会長	楠村 信英
6	認可外保育施設	かみにしやま保育園 園長	折原 守子
7	児童クラブ	武雄市放課後児童クラブ連絡会	小柳 愛
8	地域関係者	武雄市民生委員児童委員連絡協議会 主任児童委員部会長	(前任) 鳥越明子 山崎 好行
9	母子保健関係者	武雄市母子保健推進協議会 理事	(前任) 小林恵美子 岩谷 順子
10	子育て ボランティア	子育てサポーター	田上 聖子
11	公募		坂井 仁
12	公募		野田 悠紀子

3 武雄市子ども・子育て会議開催経緯

回数	日 程	内 容
第 1 回	平成 25 年 10 月 28 日	・子ども・子育て支援新制度について ・武雄市の現状について ・今後のスケジュールについて ・ニーズ調査票のイメージについて
第 2 回	平成 26 年 3 月 17 日	・子ども・子育て支援に関するニーズ調査全体結果について ・子ども・子育て支援事業計画について ・次世代育成支援行動計画の実施状況について
第 3 回	平成 26 年 5 月 9 日	・教育・保育提供区域の設定について ・量の見込みの算出について ・地域子ども・子育て支援事業について
第 4 回	平成 26 年 8 月 27 日	・子ども・子育て支援事業計画の骨子案について ・基準条例の概要について ・保育の必要性の認定基準について
第 5 回	平成 26 年 11 月 21 日	・新制度への対応について ・子ども・子育て支援事業計画の素案について ・量の見込みと確保策について
第 6 回	平成 27 年 2 月 25 日	・子ども・子育て支援事業計画（案）について ・利用定員について ・保育料について

武雄市子ども・子育て支援事業計画

発行年月 平成 27 年 3 月

発 行 武雄市こども部未来課

〒843-8639

武雄市武雄町大字昭和 1 番地 1

TEL 0954-23-9215

FAX 0954-23-3816

<http://www.city.takeo.lg.jp/>